

# 神奈川県立保健福祉大学大学院学則(案)

## 目次

- 第 1 章 総則(第1条)
  - 第 2 章 組織(第2条～第7条)
  - 第 3 章 学年、学期及び休業日(第8条～第10条)
  - 第 4 章 修業年限及び在学年限(第11条～第13条)
  - 第 5 章 入学(第14条～第17条)
  - 第 6 章 教育課程、単位及び履修方法(第18条～第23条)
  - 第 7 章 修了及び学位(第24条・第25条)
  - 第 8 章 賞罰(第26条・第27条)
  - 第 9 章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生(第28条～第32条)
  - 第 10 章 補則(第33条・第34条)
- 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 神奈川県立保健福祉大学大学院(以下「本学大学院」という。)は、保健福祉学の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる保健・医療・福祉の職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、もって県民と地域社会の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 第2章 組織

#### (専攻)

第2条 保健福祉学研究科(以下「研究科」という。)に保健福祉学専攻を置く。

#### (専攻の課程及び定員)

第3条 保健福祉学専攻に、博士前期課程及び博士後期課程を置き、その入学定員及び収容定員は同表に定めるとおりとする。

課 程	入学定員	収容定員
博士前期課程	20 人	40 人
博士後期課程	5人	15 人

2 研究科保健福祉学専攻博士前期課程(以下、「博士前期課程」という。)は、保健・医療・福祉にかかわる広い理解をもってそれぞれの分野と連携・協力を旨とするのできる高度専門職業人を育成する。

3 研究科保健福祉学専攻博士後期課程(以下、「博士後期課程」という。)は、専攻分野について自立して研究活動を行い、保健福祉学の理論的基盤を探究し、かつ高度な専門的知識を有する研究者、教育者を育成する。

(専攻長等)

第4条 研究科の専攻に専攻長を置き、当該専攻の教授をもって充てる。

2 専攻長は、当該専攻を代表し、専攻に関する事項を総括する。

(研究科委員会)

第5条 本学大学院に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、本学大学院の教授、准教授及び講師をもって構成する。ただし、学長が必要と認めるときは、その他の職員を加えることができる。

3 研究科委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 研究科長の選考に関する事項

(2) 教員の採用及び昇任に関する事項

(3) 前各号に規定するもののほか、研究科委員会の審議が必要なものとして学長が定める事項

4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業、課程の修了及び賞罰に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前各号に規定するもののほか、本学大学院の教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項

5 研究科委員会は前項に規定するもののほか、学長及び研究科長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 前5項に規定するもののほか、研究科委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(研究科運営会議)

第6条 本学大学院に大学院内の連絡調整を行い、もって大学院の運営を円滑にするため、研究科運営会議を置く。

2 研究科運営会議は、研究科長、専攻長、事務局長、総務課長、教務学生課長及び企画

課長をもって組織する。ただし、研究科長が必要と認めるときは、教員その他の職員を加えることができる。

- 3 この条に定めるもののほか、研究科運営会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。  
(研究科小委員会)

第7条 本学大学院に常設又は臨時の研究科小委員会を置くことができる。

- 2 常設の研究科小委員会として、研究科入試委員会を置く。
- 3 研究科小委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 本学大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 本学大学院の学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 本学大学院の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (2) 日曜日
  - (3) 開学記念日 12月27日
  - (4) 春季休業日 2月15日から 3月31日まで
  - (5) 夏季休業日 8月1日から 9月30日まで
  - (6) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は特別の必要があると認めるときは、臨時の休業日を設定、又は休業日に授業を行うことができる。

### 第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第11条 博士前期課程の修業年限は2年、博士後期課程の修業年限は3年とする。

(在学年限)

第12条 本学大学院の学生の在学年限は、修業年限又は在学すべき年限の2倍を超えることができない。ただし、大学学則第37条に定める休学期間はこれに算入しない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 13 条 博士前期課程に在学している学生が、第 11 条の修業年限を超えて一定の期間（以下「長期履修期間」という。）にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、第 11 条の規定にかかわらず学長が定める神奈川県立保健福祉大学大学院長期履修学生規程（以下「長期履修学生規程」という。）により、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の学生の修業年限及び在学年限は、長期履修学生規程に定める。

## 第5章 入学

（入学の時期）

第 14 条 本学大学院の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長が特別の必要があり、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第 15 条 博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法第 83 条に規定する大学を卒業した者
- 二 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育による 16 年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年 2 月文部省告示第 5 号）
- 八 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 修士の学位や専門職学位を有する者
- 二 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者

- 三 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学(大学院相当)日本校)を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- 五 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者(平成元年文部科学省告示第118号)
- 七 大学院において個別の入学施策審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時まで24歳に達した者

(編入学、転入学及び再入学)

第16条 学長は、本学大学院への編入学、転入学及び再入学を志願するものがあるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、編入学、転入学及び再入学に必要な事項は、別に定める。

(編入学等の取扱い)

第17条 前条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び履修した単位の取扱い並びに在学すべき年限については、研究科委員会の議を経て学長が定める。

## 第6章 教育課程、単位及び履修方法

(授業科目)

第18条 博士前期課程の授業科目の種類及び単位数は、別表1のとおりとし博士後期課程の授業科目の種類及び単位数は、別表3のとおりとする。

2 前項に規定する授業科目の履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第19条 前条に規定する授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第 20 条 学長は、本学大学院の授業科目を履修し、必要な学修の成果をあげた者には、所定の単位を与える。

2 単位の認定方法について必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第 21 条 本学大学院の授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B及びCに所定の単位を与え、Dには単位を与えない。ただし、評点を付さない授業科目については、授与又は不授与をもって表す。また、評価不能については/をもって表す。

(入学前の既修得単位の認定)

第 22 条 学長は、教育上有益と認めるときは、本学大学院の学生が本学に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第 15 条)を、本学大学院に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(他大学院における授業科目の履修等)

第 23 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、本学大学院の学生が当該他の大学院で履修した授業科目を本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 第7章 修了及び学位

(修了)

第 24 条 学長は博士前期課程に2年(第 16 条の規定に基づき入学した大学院の学生については、別に定める期間)以上在学し、別表1に定める授業科目を履修し、及び別表2に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び試験に合格した学生について、課程の修了を認定する。ただし、在学中に特に優れた業績を上げた学生については博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 学長は博士後期課程に3年(第 16 条の規定に基づき入学した大学院の学生については、別に定める期間)以上在学し、別表3に定める授業科目を履修し、及び別表4に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び試験に合格した学生について、課程の修了を認定する。

3 学長は、課程の修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(学位)

第 25 条 学長は、前条第1項の規定により修了を認定した者に対し、修士の学位を授与する。

2 前項の規定により授与する学位は、次のとおりとする。

保健福祉学専攻看護領域を修了した者 修士(看護学)

保健福祉学専攻栄養領域を修了した者 修士(栄養学)

保健福祉学専攻社会福祉領域を修了した者 修士(社会福祉学)

保健福祉学専攻リハビリテーション領域を修了した者 修士(リハビリテーション学)

3 学長は、前条第2項の規定により修了を認定した者に対し、博士(保健福祉学)の学位を授与する。

## 第8章 賞罰

(表彰)

第 26 条 学長は、表彰に値する行為のあった本学大学院の学生を、研究科委員会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第 27 条 学長は、学則その他本学大学院の定める諸規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした本学大学院の学生を、研究科委員会の議を経て懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 成績不良で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なく出席の常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒の手續について必要な事項は、別に定める。

## 第9章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生

(科目等履修生)

第28条 学長は、本学大学院において開設する授業科目のうち、特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、本学大学院の教育研究に支障のない範囲において、選考により、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

3 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 29 条 学長は、他の大学院の学生で、本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れることができる。

2 学長は、特別聴講学生に対し、単位を与えることができる。

3 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(研修生)

第 30 条 学長は、大学院その他の団体から、その所属する職員に特定の専門事項について研修させるため、本学大学院に派遣の申し出のあるときは、本学大学院の教育研究に支障のない範囲において、別に定めるところにより、研究科委員会の議を経て、研修生として受け入れることができる。

(研究生)

第 31 条 学長は、本学大学院教員の指導を受けて特定の事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 32 条 学長は、外国人留学生として本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考のうえ入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

## 第 10 章 補則

(大学学則の準用)

第 33 条 大学学則第 2 条、第 4 条から第 7 条まで、第 9 条から第 11 条まで、第 13 条及び第 14 条、第 22 条から第 24 条まで、第 36 条から第 42 条まで、第 46 条から第 53 条まで、第 61 条及び第 62 条の規定は、本学大学院に準用する。この場合において、これらの規定中「本学」とあるのは「本学大学院」、「学部」とあるのは「大学院」と読み替えるものとする。

(委任)

第 34 条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則の施行日前に現に在籍している者に対する第 18 条第 1 項及び第 24 条第 1 項の適用については、別に定める。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則の施行日前に現に在籍している者に対する第 18 条第 1 項及び第 24 条第 1 項の適用については、別に定める。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則の施行日前に現に在籍している者に対する第 18 条第 1 項及び第 24 条第 1 項の適用については、別に定める。

附 則

この学則は、平成 26 年度 4 月 1 日入学者から適用する。ただし、看護領域 CNS コースにおいては、一般社団法人日本看護系大学協議会が認定するまでの間は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日入学者から適用する。ただし、看護領域 CNS コースにおいては、一般社団法人日本看護系大学協議会が認定するまでの間は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日入学者から適用する。

別表1 (第18条関係)

平成28年度以降の入学者

	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			時間数	備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実習			
保健福祉学研究科 保健福祉学専攻 (博士前期課程)											
共通科目	基幹科目	ヒューマンサービス特論	1・2	2			○		30	2単位必修 (看護領域CNSコースも必修)	
	連携科目	行政・政策	保健福祉政策特論	1・2	2			○		30	8単位以上選択 看護領域CNSコースにおいては、4単位以上を選択 (コンサルテーション論・研究法Ⅰ・Ⅱいずれかを含む)
			地方自治行政論	1・2	2			○		30	
		管理	福祉医療管理特論	1・2	2			○		30	
			人事管理・育成論	1・2	2			○		30	
		地域	地域ケア特論	1・2	2			○		30	
	専門連携	ケアマネジメント特論	1・2	2			○		30		
		ヒューマンサービス演習	1・2	2				○	60		
	基礎科目	研究法Ⅰ	1・2	2			○		30		
		研究法Ⅱ	1・2	2			○		30		
授業科目の概要	看護領域	看護倫理*	1・2	2			○		30	10単位以上選択 看護領域CNSコースにおいては、*科目から6単位以上、*科目6単位を選択する。 小児看護CNSコースにおいては、*※科目に加えて、小児看護学特論Ⅰ～Ⅴ9単位、小児看護学演習Ⅰ～Ⅲ計5単位、小児看護学実習Ⅰ～Ⅲ計10単位、および看護課題研究4単位の合計40単位以上を履修する。 がん看護CNSコースにおいては、*※科目に加えて、がん看護学特論Ⅰ～Ⅳ計8単位、がん看護学演習Ⅰ～Ⅲ計6単位、がん看護学実習Ⅰ～Ⅲ計10単位、および看護課題研究4単位の合計40単位以上を履修する。 ただし、†は小児看護CNSコースに限る。‡はがん看護CNSコースに限る。	
		看護理論*	1・2	2			○		30		
		看護管理学・政策特論*	1・2	2			○		30		
		看護管理学・政策演習	1・2	2				○	60		
		看護教育学特論*	1・2	2			○		30		
		看護教育学演習	1・2	2				○	60		
		臨床薬理学※	1・2	2			○		30		
		フィジカルアセスメント※	1・2	2			○		30		
		病態生理学※	1・2	2			○		30		
		基礎看護学特論	1・2	2			○		30		
		基礎看護学演習	1・2	2				○	60		
		ウイメンズヘルスケア特論	1・2	2			○		30		
		ウイメンズヘルスケア演習	1・2	2				○	60		
		小児看護学特論Ⅰ	1・2	2			○		30		
		小児看護学特論Ⅱ†	1・2	2			○		30		
		小児看護学特論Ⅲ†	1・2	2			○		30		
		小児看護学特論Ⅳ†	1・2	2			○		30		
		小児看護学特論Ⅴ†	1・2	1			○		15		
		小児看護学演習Ⅰ	1・2	2				○	60		
		小児看護学演習Ⅱ†	1・2	1				○	30		
		小児看護学演習Ⅲ†	1・2	2				○	60		
		小児看護学実習Ⅰ†	1・2	2				○	90		
		小児看護学実習Ⅱ†	1・2	2				○	90		
		小児看護学実習Ⅲ†	1・2	6				○	270		
		慢性看護学特論	1・2	2			○		30		
		慢性看護学演習	1・2	2				○	60		
		先端侵襲緩和ケア特論	1・2	2			○		30		
		先端侵襲緩和ケア演習	1・2	2				○	60		
		療養生活支援看護学特論	1・2	2			○		30		
		療養生活支援看護学演習	1・2	2				○	60		
		地域・精神看護学特論	1・2	2			○		30		
		地域・精神看護学演習	1・2	2				○	60		
		がん看護学特論Ⅰ	1・2	2			○		30		
		がん看護学特論Ⅱ‡	1・2	2			○		30		
		がん看護学特論Ⅲ‡	1・2	2			○		30		
		がん看護学特論Ⅳ‡	1・2	2			○		30		
		がん看護学演習Ⅰ	1・2	2				○	60		
		がん看護学演習Ⅱ‡	1・2	2				○	60		
		がん看護学演習Ⅲ‡	1・2	2				○	60		
		がん看護学実習Ⅰ‡	1・2	2				○	90		
がん看護学実習Ⅱ‡	1・2	2				○	90				
がん看護学実習Ⅲ‡	1・2	6				○	270				
看護課題研究	1～2	4				○	90	4単位必修 (看護領域CNSコースに限る)			
看護学特別研究	1～2	10				○	150	10単位必修 (看護領域CNSコースを除く)			

授業科目の名称			配当年次	単位数			授業形態			時間数	備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実習		
授 業 科 目 の 概 要	専 門 科 目	人間栄養学	1・2	2			○			30	4単位必修 6単位以上選択
		臨床栄養学特論	1・2		2			○		30	
		臨床栄養学特論演習	1・2		2				○	60	
		食品機能学特論	1・2		2			○		30	
		栄養ケア・マネジメント特論	1・2	2				○		30	
		栄養ケア・マネジメント特論演習	1・2		2				○	60	
		栄養ケア・マネジメント実習	1・2		2				○	90	
		栄養実践活動調査研究特論	1・2		2			○		30	
		栄養実践活動調査研究特論演習	1・2		2				○	60	
	栄養政策論	1・2		2			○		30		
	栄養学特別研究	1～2	10					○	150	10単位必修	
	専 門 科 目	社会福祉特論	1・2		2			○		30	10単位以上選択
		介護福祉特論	1・2		2			○		30	
		ソーシャルワーク特論Ⅰ	1・2		2			○		30	
		ソーシャルワーク特論Ⅱ	1・2		2			○		30	
		社会福祉調査研究方法論	1・2		2			○		30	
		社会福祉原論	1・2		2			○		30	
		児童福祉特論	1・2		2			○		30	
		高齢者福祉特論	1・2		2			○		30	
障害者福祉特論		1・2		2			○		30		
低所得者福祉特論		1・2		2			○		30		
社会福祉特別演習	1・2		2				○	60			
現代の社会福祉	1・2		1				○	15			
社会福祉学特別研究	1～2	10					○	150	10単位必修		
専 門 科 目	リハビ リテー ション 領域	運動機能制御学特論	1・2		2			○		30	10単位以上選択
		運動機能制御学特論演習	1・2		4				○	60	
		運動機能障害理学療法学特論	1・2		2			○		30	
		運動機能障害理学療法学特論演習	1・2		4				○	60	
		臨床理学療法学特論	1・2		2			○		30	
		臨床理学療法学特論演習	1・2		4				○	60	
	理学療法学特別研究	1～2	10					○	150	10単位必修	
	作業 療法学	機能障害作業療法学特論	1・2		2			○		30	10単位以上選択
		機能障害作業療法学演習	1・2		3				○	45	
		生活障害作業療法学特論	1・2		2			○		30	
生活障害作業療法学演習		1・2		3				○	45		
作業療法学特別研究	1～2	10					○	150	10単位必修		
学位又は称号	修士（看護学） 修士（栄養学） 修士（社会福祉学） 修士（リハビリテーション学）	学位又は学科の分野	保健衛生学関係（看護学関係）、家政関係、社会学・社会福祉学関係、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）								
修了要件及び履修方法							授業期間等				
2年以上在籍し、共通科目10単位以上（必修科目2単位、選択科目8単位）、専門科目10単位以上、特別研究10単位、合計30単位以上を履修する。 看護領域のCNSコースにおいては、2年以上在籍し、共通科目6単位以上（必修科目2単位、選択科目4単位以上）、修士論文に代えて看護課題研究4単位を含む専門科目40単位以上、合計46単位以上を履修する。							1学年の学期区分	2期			
							1学期の授業期間	15週			
							1時限の授業時間	90分			

別表 2 (第24条関係)

1 看護領域の修了に必要な単位数

区 分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	2	8	10
専門科目		10	10
特別研究	10		10
合計	12	18	30

2 看護領域(CNSコース)の修了に必要な単位数

区 分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	2	4	6
専門科目		36	36
課題研究	4		4
合計	6	40	46

3 栄養領域の修了に必要な単位数

区 分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	2	8	10
専門科目	4	6	10
特別研究	10		10
合計	16	14	30

4 社会福祉領域の修了に必要な単位数

区 分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	2	8	10
専門科目		10	10
特別研究	10		10
合計	12	18	30

5 リハビリテーション領域(理学療法)の修了に必要な単位数

区 分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	2	8	10
専門科目		10	10
特別研究	10		10
合計	12	18	30

6 リハビリテーション領域(作業療法)の修了に必要な単位数

区 分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	2	8	10
専門科目		10	10
特別研究	10		10
合計	12	18	30

別表3 (第18条関係)

	授業科目の名称		配当年次	単位数			授業形態			時間数	備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実習			
保健福祉学専攻 (博士後期課程)												
授業科目の概要	保健福祉共通科目	対人援助特論	1・2	2			○			30		
		保健福祉国際政策特論	1・2		2			○		30		
		保健福祉人材育成論	1・2		2			○		30		
		多職種連携システム開発演習	1・2		2				○	30		
		疫学研究法	1・2		1			○		15		
		アカデミックライティング	1・2		1			○		15		
		社会科学系アカデミックライティング	1・2		1			○		15		
		サービス評価研究特論	1・2		2			○		30		
		システム生命科学特論	1・2		1			○		15		
	保健福祉専門科目	看護系	看護研究特論	1・2		2			○		30	
			成長発達期健康看護特論	1・2		2			○		30	
			療養期健康看護特論	1・2		2			○		30	
		栄養系	包括支援看護特論	1・2		2			○		30	
			食品健康科学特論	1・2		2			○		30	
			保健福祉栄養評価論	1・2		2			○		30	
		社会福祉系	児童福祉学特論	1・2		2			○		30	
			日英高齢者福祉政策論	1・2		2			○		30	
			医療社会福祉実践・政策特論	1・2		2			○		30	
	リハビリテーション系	リハビリテーション病態解析学特論	1・2		2			○		30		
		リハビリテーション認知学習行為学特論	1・2		2			○		30		
	保健福祉演習科目	成長発達期健康看護演習	1・2		2				○	30		
		療養期健康看護演習	1・2		2				○	30		
		包括支援看護演習	1・2		2				○	30		
		食品健康科学演習	1・2		2				○	30		
		保健福祉栄養評価演習	1・2		2				○	30		
		児童福祉学演習	1・2		2				○	30		
		日英高齢者福祉政策論演習	1・2		2				○	30		
医療社会福祉実践・政策演習		1・2		2				○	30			
リハビリテーション病態解析学特論演習		1・2		2				○	30			
リハビリテーション認知学習行為学演習	1・2		2				○	30				
保健福祉研究科目	保健福祉学特別研究	1~3	10					○	150			
学位又は称号		博士 (保健福祉学)		学位又は学科の分野				保健衛生学関係 (看護学関係)、家政関係、社会学・社会福祉学関係、保健衛生学関係 (リハビリテーション関係)				
修了要件及び履修方法							授業期間等					
保健福祉共通科目6単位以上、保健福祉専門科目4単位以上 (うち、他系への開放科目<看護研究特論、食品健康科学特論、保健福祉栄養評価論、児童福祉学特論、医療社会福祉実践・政策特論、リハビリテーション認知学習行為学特論>から自己の専門系ではない科目を2単位以上)、保健福祉演習科目2単位以上、保健福祉学特別研究10単位を修得し、合計22単位以上を修得すること。修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、授業科目について、所定の単位数を修得し、必要な研究指導を受け、学位論文の審査に合格すること。							1学年の学期区分		2期			
							1学期の授業期間		15週			
							1時限の授業時間		90分			

別表 4 (第24条関係)

1 博士後期課程の修了に必要な単位数

区 分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	2	4	6
専門科目		4	4
演習科目		2	2
特別研究	10		10
合計	12	10	22

## 神奈川県立保健福祉大学大学院学則の改正について

### 1 改正理由

現在の大学院保健福祉学研究科保健福祉学専攻の課程を変更し、平成 29 年 4 月に博士後期課程を設置しようとすることから、大学院学則について、修士課程を博士前期課程に改め、博士後期課程を追加しようとするものである。

### 2 主な改正点

- ・ 大学院保健福祉学研究科保健福祉学専攻の課程について、従来の修士課程を博士前期課程に改め、博士後期課程を追加する。  
また、博士後期課程については、新たに入学定員（5 人）と収容定員（15 人）を定める。（学則第 3 条第 1 項）
- ・ 博士後期課程の目的を追加する。（学則第 3 条第 3 項）
- ・ 博士後期課程の修業年限を 3 年に定める。（学則第 11 条）
- ・ 博士後期課程の入学資格を定める。（学則第 15 条第 2 項）
  - ① 修士の学位や専門職学位を有する者
  - ② 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
  - ③ 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
  - ④ 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
  - ⑤ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - ⑥ 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者（平成元年文部科学省告示第 118 号）
  - ⑦ 大学院において個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時まで 24 歳に達した者
- ・ 博士後期課程の授業科目、単位数及び修了要件等を定める（学則第 24 条第 2 項）  
原則 3 年以上在籍し、所定の授業科目を履修し、22 単位以上を履修し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した者については、研究科委員会の議を経て、課程の修了を認定。

学則改正新旧対照表

新	旧															
<p>第1条 略 (専攻)</p> <p>第2条 <u>保健福祉学研究科(以下「研究科」という。)</u>に<u>保健福祉学専攻</u>を置く。 (<u>専攻の課程及び定員</u>)</p> <p>第3条 <u>保健福祉学専攻に、博士前期課程及び博士後期課程を置き、その入学定員及び収容定員は同表に定めるとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="660 1415 874 2020"> <thead> <tr> <th>課 程</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>博士前期課程</td> <td>20人</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>博士後期課程</td> <td>5人</td> <td>15人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 研究科保健福祉学専攻博士前期課程(以下、「博士前期課程」という。)は、保健・医療・福祉にかかわる広い理解をもってそれぞれの分野と連携・協力を目指すことのできる高度専門職業人を育成する。</p> <p>3 研究科保健福祉学専攻博士後期課程(以下、「博士後期課程」という。)は、専攻分野について自立して研究活動を行い、保健福祉学の理論的基盤を探究し、かつ高度な専門的知識を有する研究者、教育者を育成する。</p> <p>第4条～第10条 略</p>	課 程	入学定員	収容定員	博士前期課程	20人	40人	博士後期課程	5人	15人	<p>第1条 略 (課程)</p> <p>第2条 本学大学院の課程は、修士課程とする。 (研究科、専攻等及び学生定員)</p> <p>第3条 本学大学院に保健福祉学研究科(以下「研究科」という。)を置く。</p> <p>2 研究科に設置する専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="660 277 767 1057"> <thead> <tr> <th>研究科</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健福祉学研究科保健福祉学専攻</td> <td>20人</td> <td>40人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条～第10条 略</p>	研究科	入学定員	収容定員	保健福祉学研究科保健福祉学専攻	20人	40人
課 程	入学定員	収容定員														
博士前期課程	20人	40人														
博士後期課程	5人	15人														
研究科	入学定員	収容定員														
保健福祉学研究科保健福祉学専攻	20人	40人														

<p>(修業年限)</p> <p>第 11 条 <u>博士前期課程の修業年限は2年、博士後期課程の修業年限は3年とする。</u></p> <p>第 12 条 略</p> <p>(長期にわたる教育課程の履修)</p> <p>第 13 条 <u>博士前期課程に在学している学生が、第 11 条の修業年限を超えて一定の期間(以下「長期履修期間」という。)</u>にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、第 11 条の規定にかかわらず学長が定める神奈川県立保健福祉大学大学院長期履修学生規程(以下「長期履修学生規程」という。)<u>により、その計画的な履修を認めることができる。</u></p> <p>2 前項の学生の修業年限及び在学年限は、長期履修学生規程に定める。</p> <p>(入学の時期)</p> <p>第 14 条 本学大学院の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長が特別の必要があり、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができる。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第 15 条 <u>博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>一 学校教育法第 83 条に規定する大学を卒業した者</p>	<p>(修業年限)</p> <p>第 11 条 本学大学院の学生の修業年限は、2年とする。</p> <p>第 12 条 略</p> <p>(長期にわたる教育課程の履修)</p> <p>第 13 条 本学大学院の学生が、第 11 条の修業年限を超えて一定の期間(以下「長期履修期間」という。)<u>にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、第 11 条の規定にかかわらず学長が定める神奈川県立保健福祉大学大学院長期履修学生規程(以下「長期履修学生規程」という。)</u>により、その計画的な履修を認めることができる。</p> <p>2 前項の学生の修業年限及び在学年限は、長期履修学生規程に定める。</p> <p>(入学の時期)</p> <p>第 14 条 本学大学院の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、本学大学院において特別の必要があり、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができる。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第 15 条 本学大学院に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 学校教育法第 83 条に規定する大学を卒業した者</p>
---	--

<p>二 学校教育法第 104 条第4項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>三 外国において、学校教育による 16 年の課程を修了した者</p> <p>四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者</p> <p>五 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者</p> <p>六 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>七 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年 2 月文部省告示第 5 号)</p> <p>八 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したもの</p>	<p>(2) 学校教育法第 104 条第4項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>(3) 外国において、学校教育による 16 年の課程を修了した者</p> <p>(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者</p> <p>(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者</p> <p>(6) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>(7) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年 2 月文部省告示第 5 号)</p> <p>(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したもの</p>
<p>2 <u>博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>一 修士の学位や専門職学位を有する者</p> <p>二 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>三 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位</p>	

や専門職学位に相当する学位を授与された者

- 四 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学(大学院相当)日本校)を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- 五 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者(平成元年文部科学省告示第118号)
- 七 大学院において個別の入学施策審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時までには24歳に達した者

第16条～第17条 略

(授業科目)

第18条 博士前期課程の授業科目の種類及び単位数は、別表1のとおりとし、博士後期課程の授業科目の種類及び単位数は、別表3のとおりとする。

2 前項に規定する授業科目の履修方法その他必要な事項は、別に定める。

第19条～第23条 略

第16条～第17条 略

(授業科目)

第18条 本学大学院の授業科目の種類及び単位数は、別表1のとおりとする。

2 前項に規定する授業科目の履修方法その他必要な事項は、別に定める。

第19条～第23条 略

<p>(修了)</p> <p>第 24 条 学長は<u>博士前期課程に2年(第 16 条の規定に基づき入学した大学院の学生については、別に定める期間)以上在学し、別表1に定める授業科目を履修し、及び別表2に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び試験に合格した学生について、課程の修了を認定する。ただし、在学中に特に優れた業績を上げた学生については博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</u></p> <p>2 学長は<u>博士後期課程に3年(第 16 条の規定に基づき入学した大学院の学生については、別に定める期間)以上在学し、別表3に定める授業科目を履修し、及び別表4に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び試験に合格した学生について、課程の修了を認定する。</u></p> <p>3 学長は、<u>課程の修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。</u></p> <p>(学位)</p>	<p>(修了)</p> <p>第 24 条 学長は、本大学院に2年(第 16 条の規定に基づき入学した大学院の学生については、別に定める期間)以上在学し、別表1に定める授業科目を履修し、及び別表2に定める単位数を修得した本大学院の学生について、課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。</p> <p>(学位)</p>
<p>第 25 条 学長は、<u>前条第1項の規定により修了を認定した者に対し、修士の学位を授与する。</u></p> <p>2 前項の規定により授与する学位は、次のとおりとする。</p> <p>保健福祉学専攻看護領域を修了した者 修士(看護学)</p> <p>保健福祉学専攻栄養領域を修了した者 修士(栄養学)</p> <p>保健福祉学専攻社会福祉領域を修了した者 修士(社会福祉学)</p> <p>保健福祉学専攻リハビリテーション領域を修了した者 修士(リハビリ)</p>	<p>第 25 条 学長は、前条の規定により修了を認定した者に対し、修士の学位を授与する。</p> <p>2 前項の規定により授与する学位は、次のとおりとする。</p> <p>保健福祉学専攻看護領域を修了した者 修士(看護学)</p> <p>保健福祉学専攻栄養領域を修了した者 修士(栄養学)</p> <p>保健福祉学専攻社会福祉領域を修了した者 修士(社会福祉学)</p> <p>保健福祉学専攻リハビリテーション領域を修了した者 修士(リ)</p>

テーション学)

3 学長は、前条第2項の規定により修了を認定した者に対し、博士(保健福祉学)の学位を授与する。

第26条～第34条 略

附則

この学則は、平成29年度入学者から適用する。

ハビリテーション学)

第26条～第34条 略

別表3 (第18条関係) 追加

授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態	時間数	備考
		必修	選択	自由			
保健福祉学研究科 保健福祉学専攻 (博士後期課程)							
対人援助特論	1・2	2			30		
保健福祉国際政策特論	1・2		2		30		
保健福祉人材育成論	1・2		2		30		
多職種連携システム開発演習	1・2		2		30		
疫学研究法	1・2		1	○	15		
アカデミックライティング	1・2		1	○	15		
社会科学系アカデミックライティング	1・2		1	○	15		
サービス評価研究特論	1・2		2	○	30		
システム生命科学特論	1・2		1	○	15		
看護研究特論	1・2		2	○	30		
成長発達期健康看護特論	1・2		2	○	30		
療養期健康看護特論	1・2		2	○	30		
包括支援看護特論	1・2		2	○	30		
食品健康科学特論	1・2		2	○	30		
保健福祉栄養評価論	1・2		2	○	30		
児童福祉学特論	1・2		2	○	30		
日英高齢者福祉政策論	1・2		2	○	30		
医療社会福祉実践・政策特論	1・2		2	○	30		
リハビリテーション病態解析学特論	1・2		2	○	30		
リハビリテーション認知学習行為学特論	1・2		2	○	30		
成長発達期健康看護演習	1・2		2	○	30		
療養期健康看護演習	1・2		2	○	30		
包括支援看護演習	1・2		2	○	30		
食品健康科学演習	1・2		2	○	30		
保健福祉栄養評価演習	1・2		2	○	30		
児童福祉学演習	1・2		2	○	30		
日英高齢者福祉政策演習	1・2		2	○	30		
医療社会福祉実践・政策演習	1・2		2	○	30		
リハビリテーション病態解析学演習	1・2		2	○	30		
リハビリテーション認知学習行為学演習	1・2		2	○	30		
保健福祉学特別研究	1～3	10		○	150		
学位又は称号	博士 (保健福祉学)						
学位又は称号	博士 (保健福祉学)						
保健福祉学専攻 (看護学関係、保健衛生学関係、保健衛生学関係 (リハビリテーション関係))							
修了要件及び履修方法							
保健福祉共通科目6単位以上、保健福祉専門科目4単位以上 (うち、他系への開放科目<看護学特論、食品健康科学特論、保健福祉栄養評価論、児童福祉学特論、医療社会福祉実践・政策特論、リハビリテーション認知学習行為学特論>から2以上の専門系を2単位以上)、保健福祉演習科目2単位以上、保健福祉学特別研究10単位以上を修得し、合計22単位以上を修得すること。修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、授業科目について、所定の単位数を修得し、必要な研究指導を受け、学位論文の審査に合格すること。							
授業期間等							
1 学生の学期区分							2期
1 学期の授業期間							15週
1 時間の授業時間							90分

新

旧

別表4 (第24条関係) 追加

1 博士後期課程の修了に必要な単位数

区分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	2	4	6
専門科目		4	4
演習科目		2	2
特別研究	10		10
合計	12	10	22

# 神奈川県立保健福祉大学学則

## 目次

- 第 1 章 総則(第1条・第2条)
  - 第 2 章 組織(第3条～第 14 条)
  - 第 3 章 学年、学期及び休業日(第 15 条～第 17 条)
  - 第 4 章 修業年限及び在学年限(第 18 条・第 19 条)
  - 第 5 章 入学(第 20 条～第 28 条)
  - 第 6 章 教育課程、単位及び履修方法(第 29 条～第 35 条)
  - 第 7 章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍(第 36 条～第 42 条)
  - 第 8 章 卒業、学位及び資格(第 43 条～第 45 条)
  - 第 9 章 入学検定料、入学料、授業料(第 46 条～第 53 条)
  - 第 10 章 賞罰(第 54 条・第 55 条)
  - 第 11 章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生(第 56 条～第 60 条)
  - 第 12 章 補則(第 61 条～第 63 条)
- 附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 神奈川県立保健福祉大学(以下「本学」という。)は、保健、医療及び福祉の各領域に関わる幅広い知識と専門的な技術に基づき、豊かな人間性を兼ね備えたヒューマン・サービスを実践できる人材の育成と現任者への継続教育、さらには大学の知的資源の積極的開放を通して、県民と地域社会の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (自己評価等)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価(以下「自己評価」という。)を行うとともに、外部からの点検及び評価(以下「外部評価」という。)を受けるものとする。

- 2 自己評価を行うため、本学に自己評価委員会を置く。
- 3 自己評価委員会について必要な事項は、別に定める。
- 4 外部評価について必要な事項は、別に定める。

## 第2章 組織

(学部、学科等及び学生定員)

第3条 本学に保健福祉学部(以下「学部」という。)を置く。

2 学部に設置する学科及び専攻並びに入学定員、編入学定員、編入学する年次及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	編入学定員(年次)	収容定員
看護学科	90人	8人(3年次)	376人
栄養学科	40人	4人(3年次)	168人
社会福祉学科	60人	3人(2年次)	249人
リハビリテーション学科			
理学療法学専攻	20人		80人
作業療法学専攻	20人		80人
計	230人	15人	953人

3 栄養学科の学級は、各学年1学級とする。

(大学院)

第3条の2 本学に保健福祉学研究科を置く。

2 大学院に関しては、第1条、第3条、第8条、第12条、第15条から第21条まで、第25条から第35条まで、第43条から第45条まで、第54条から第60条まで、及び第63条の規定は適用せず、大学院に関し必要な学則は、別に定める。

(実践教育センター)

第4条 本学に、実践教育センターを附置する。

2 実践教育センターは、医療、介護、看護等の高度化及び専門化に対応するための教育及び研修並びに地域課題の解決を目的とした研究等を行う。

3 前2項に定めるもののほか、実践教育センターの組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(図書館)

第5条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館について必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

(職員)

第7条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 学部に学部長を、研究科に研究科長を、実践教育センターに実践教育センター長を、附属図書館に図書館長を、事務局に事務局長を置く。

(学科長等)

第8条 学部の各学科に学科長を置き、当該学科の教授をもって充てる。

2 学科長は、当該学科を代表し、学科に関する事項を総括する。

3 リハビリテーション学科に、学科長を補佐するため理学療法学専攻長及び作業療法学専攻長を置き、それぞれ当該専攻の教授をもって充てる。

4 保健福祉学部に、人間総合・専門基礎教育担当の教授をもって充てる担当科長を置き、人間総合・専門基礎教育担当教員に関する事項を総括する。

(名誉教授)

第9条 学長は、本学に専任の教員として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 前項に規定する称号の授与について必要な事項は、別に定める。

(客員教授)

第10条 本学に客員教授を置くことができる。

2 客員教授について必要な事項は、別に定める。

(評議会)

第11条 本学に、評議会を置く。

2 評議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 実践教育センター長
- (5) 保健福祉学部長
- (6) 保健福祉学研究科長
- (7) 図書館長
- (8) 保健福祉局に関する事項を担当する副知事
- (9) 政策局長
- (10) 保健福祉局長

- (11) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構の役員のうちから知事が委嘱する者
- 3 評議会は、教育公務員特例法(昭和 24 年法律第1号)の規定によりその権限に属させられた事項を行うほか、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 本学の設置の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
  - (2) 学則その他重要な学内規程の制定又は改廃に関する事項
  - (3) 本学の予算の見積りの方針に関する事項
  - (4) 学部、学科、大学院、研究科その他の重要な組織及び学生の定員に関する事項
  - (5) 教員の人事の方針に関する事項
  - (6) 本学の教育課程の編成の方針に関する事項
  - (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍の方針及び学位の授与の方針に係る事項
  - (8) 自己評価委員会が行う自己評価に関する事項
  - (9) 前各号に掲げるほか、本学の運営に関する重要な事項
- 4 前項に掲げるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。  
(教授会)

第12条 学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、教授、准教授及び講師をもって構成する。ただし、学長が必要と認めるときは、その他の職員を加えることができる。
- 3 教授会は、次に掲げる事項について審議する。
- (1) 学部長の選考に関する事項
  - (2) 教員の採用及び昇任に関する事項
  - (3) 前各号に規定するもののほか、教授会の審議が必要なものとして学長が定める事項
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業、課程の修了及び賞罰に関する事項
  - (2) 学位の授与に関する事項
  - (3) 前各号に規定するもののほか、学部の教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 5 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び学部長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 6 前3項に定めるもののほか、教授会の組織及び運営について必要な事項は、別に定

める。

(学内委員会)

第13条 本学の運営に関する連絡調整、企画審査等にあたるため、学内委員会を置くことができる。

2 学内委員会について必要な事項は、別に定める。

(地域貢献研究センター)

第13条の2 本学の地域貢献及び研究を推進するため、地域貢献研究センターを置く。

2 地域貢献研究センターについて必要な事項は、別に定める。

(大学懇談会)

第14条 本学に、広く県民等の意見を大学運営に反映させ、本学の基本理念を実現するため、学外有識者等で構成する大学懇談会を置く。

2 前項に定めるもののほか、大学懇談会について必要な事項は、別に定める。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第15条 学部の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学部の学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第17条 学部の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 開学記念日 12月27日

(4) 春季休業日 2月15日から 3月31日まで

(5) 夏季休業日 8月1日から 9月30日まで

(6) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は特別の必要があると認めるときは、臨時の休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

### 第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第 18 条 学部の学生の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第 19 条 学部の学生の在学年限は、修業年限又は在学すべき年限の2倍を超えることができない。ただし、第 37 条に定める休学期間はこれに算入しない。

## 第5章 入学

(入学の時期)

第 20 条 学部の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第 21 条第3号から第5号までのいずれかに該当する者及び編入学、転入学又は再入学により入学する者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 21 条 学部に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣が指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法第 90 条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

(入学志願の手続)

第 22 条 学部に入学を志願する者は、入学願書に学長が別に定める書類及び入学検定

料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 23 条 前条の規定により入学を志願する者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 24 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者の入学を許可する。

(編入学)

第 25 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、学部への編入学を志願するものがあるときは、選考のうえ、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 学校教育法第 132 条の規定に基づき専修学校の専門課程を修了した者

(4) 学校教育法施行規則附則第 7 条第 1 項の表の上欄に掲げる従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項に定めるもののほか、編入学に必要な事項は、別に定める。

(転入学及び再入学)

第 26 条 学長は、学部へ転入学及び再入学を志願する学生があるときには、選考のうえ、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、転入学及び再入学について必要な事項は、別に定める。

(転学科)

第 27 条 学長は、他の学科へ転学科を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て相当年次にこれを許可することができる。

2 前項の規定により転学科を志願する学生は、在籍のまま志願することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、転学科について必要な事項は別に定める。

(編入学等の取扱い)

第 28 条 前 3 条の規定により入学又は転学科を許可された者の既に履修した授業科目及び履修した単位の取扱い並びに在学すべき年限については、教授会の議を経て学長が定める。

## 第6章 教育課程、単位及び履修方法

### (授業科目)

第29条 学部の授業科目の種類及び単位数は、別表1のとおりとする。

2 前項に規定する授業科目の履修方法その他必要な事項は、別に定める。

### (単位の計算方法)

第30条 前条に規定する授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

### (単位の授与)

第31条 学長は、学部の授業科目を履修し、及びその試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、卒業研究等の授業科目については、必要な学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

2 単位の認定方法について必要な事項は、別に定める。

### (成績の評価)

第32条 学部の授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B及びCに所定の単位を与え、Dには単位を与えない。ただし、評点を付さない授業科目については、授与又は不授与をもって表す。また、評価不能については／をもって表す。

### (入学前の既修得単位の認定)

第33条 学長は、教育上有益と認めるときは、学部の学生が本学に入学する前に大学、短期大学又は専修学校において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条又は短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第17条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上必要と認めるときは、学部の学生が本学に入学する前に行った第35条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学等の場合を除き、30単位を超えないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(他大学等における授業科目の履修等)

第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学、短期大学又は専修学校との協議に基づき、学部の学生が当該他の大学、短期大学又は専修学校で履修した授業科目を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

4 前3項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 学長は、教育上有益であると認めるときは、学部の学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修及び文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定に基づき与えることができる単位数は、第33条第3項並びに前条第2項及び第3項の規定に基づき本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第36条 学部の学生は、疾病その他やむを得ない事由により引き続き2箇月以上修学することができないときは、学長の許可を受けて休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 疾病のため休学を願い出る者は、医師の作成する診断書を添付して願い出なければならない。

(休学期間等)

第37条 前条の休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合には、引き続き許可を願い出ることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、修業年限及び在学すべき年限には算入しない。

(復学)

第38条 第36条の規定に基づき休学した学生は、休学期間が満了したとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第39条 学部の学生は、他の大学に転学しようとするときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第40条 外国の大学等に留学を志願する学部の学生は、学長の許可を得て留学することができる。

2 学長は、前項の規定により留学した者について、当該留学した期間を第43条第1項に規定する在学期間を含めることができる。

3 第1項の規定による留学により修得した単位の取り扱いについて必要な事項は、別に定める。

(退学)

第41条 学部の学生は、退学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第42条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

(1) 第19条に定める在学年限又は第37条第1項及び第2項に定める休学期間を超えた者

(2) 死亡した者

(3) 授業料を所定の期日までに納入しない者

## 第8章 卒業、学位及び資格

(卒業)

第43条 学長は、本学に4年(第25条、第26条及び第27条の規定に基づき入学又は転学科した学部の学生については、別に定める期間)以上在学し、別表1に定める授業科目を履修し、及び別表2に定める単位数を修得した学部の学生について、卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第44条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、学士の学位を授与する。

2 前項の規定により授与する学位は、次のとおりとする。

看護学科を卒業した者 学士(看護学)

栄養学科を卒業した者 学士(栄養学)

社会福祉学科を卒業した者 学士(社会福祉学)

リハビリテーション学科 理学療法学専攻を卒業した者 学士(理学療法学)

作業療法学専攻を卒業した者 学士(作業療法学)

(資格)

第45条 看護学科の課程を修了した者は、看護師国家試験を受験する資格を取得することができる。

2 栄養学科の課程を修了した者は、栄養士の免許を受ける資格及び管理栄養士国家試験を受験する資格を取得することができる。

3 社会福祉学科の課程を修了した者は、社会福祉士国家試験を受験する資格を取得することができる。

4 リハビリテーション学科理学療法学専攻の課程を修了した者は、理学療法士国家試験を受験する資格を取得することができる。

5 リハビリテーション学科作業療法学専攻の課程を修了した者は、作業療法士国家試験を受験する資格を取得することができる。

6 看護学科において、選択により所定の授業科目を履修してその単位を修得した者は、養護教諭一種免許状又は保健師国家試験を受験する資格、助産師国家試験を受験する資格若しくは社会福祉士国家試験を受験する資格を取得することができる。

7 栄養学科において、選択により所定の授業科目を履修してその単位を修得した者は、栄養教諭一種免許状を取得することができる。

8 社会福祉学科において、選択により所定の授業科目を履修してその単位を修得した者は、介護福祉士国家試験又は精神保健福祉士国家試験を受験する資格を取得することができる。

## 第9章 入学検定料、入学料、授業料

(入学検定料等)

第46条 学部の学生の入学検定料、入学料、授業料及び証明書交付手数料の額は、神奈川県立保健福祉大学条例(平成14年12月27日神奈川県条例第67号)の定めるところによる。

(入学検定料等の納付)

第 47 条 前条の入学検定料、入学料、授業料及び証明書交付手数料の納付期限は次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 入学願書提出の時
- (2) 入学料 入学手続きをする時
- (3) 学生の授業料 学長が定める日
- (4) 証明書交付手数料 証明書の交付を申請する時

(授業料の納付方法)

第 48 条 第 46 条の授業料は、次の各区分で納付しなければならない。

- 前期分 5 月中 年額の2分の1に相当する額
- 後期分 10 月中 年額の2分の1に相当する額

(復学及び編入学等の場合の授業料)

第 49 条 前期又は後期中途において、復学、転入学、編入学又は再入学(以下「復学等」という。)をした学部の学生の当該学期分の授業料の額は、年額の 12 分の1に相当する額に復学等の日の属する月から復学等の日の属する学期の最後の月までの月数を乗じて得た額とする。

(退学、転学等の場合の授業料)

第 50 条 退学を許可され、又は命じられた学部の学生は、その日の属する学期分の授業料は納付しなければならない。

2 転学を許可された学部の学生は、その日の属する学期分の授業料は納付しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第 51 条 学部の学生が休学又は留学する場合において、その期間が学期の全日にわたることとなるときは、当該学期に係る授業料は免除する。

(授業料の減免等)

第 52 条 授業料の納付が極めて困難な学部の学生に対しては、願い出により審査のうえ授業料の分納の許可、徴収の猶予又は全部若しくは一部の免除(以下「授業料の減免等」という。)をすることができる。

2 授業料の減免等について必要な事項は、別に定める。

(入学料の減免)

第 53 条 入学料の納付が極めて困難な学部の学生に対しては、願い出により審査のうえ入学料の全部又は一部の免除(以下「入学料の減免等」という。)をすることができる。

2 入学料の減免等について必要な事項は、別に定める。

## 第10章 賞罰

(表彰)

第54条 学長は、表彰に値する行為のあった学部の学生を、教授会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第55条 学長は、学則その他本学の定める諸規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学部の学生を、教授会の議を経て懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 成績不良で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なく出席の常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒の手續について必要な事項は、別に定める。

## 第11章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生

(科目等履修生)

第56条 学長は、本学において開設する授業科目のうち、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考により、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

3 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第57条 学長は、他の大学又は短期大学の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れることができる。

2 学長は、特別聴講学生に対し、単位を与えることができる。

3 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(研修生)

第58条 学長は、大学その他の団体から、その所属する職員に特定の専門事項について

研修させるため、本学に派遣の申し出のあるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、別に定めるところにより、教授会の議を経て、研修生として受け入れることができる。

(研究生)

第 59 条 学長は、本学教員の指導を受けて特定の事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 60 条 学長は、外国人留学生として本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

## 第 12 章 補則

(公開講座)

第 61 条 研究成果を地域社会に還元し、広く県民の教養を高め、文化の向上に資するため及び開かれた大学として地域社会に貢献するため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

2 公開講座等について必要な事項は、別に定める。

(受託研究及び共同研究)

第 62 条 本学の学術研究に資するため必要と認めるときは、受託研究及び共同研究を行うことができる。

2 受託研究及び共同研究について必要な事項は、別に定める。

(委任)

第 63 条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行について必要な事項は、学長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 32 条の改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 32 条の改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 17 年度までに履修済みである「教育学」については「教育原論」と読み替える。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 及び別表 2 の平成 18 年度までに入学した者への適用については、別に定める。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この学則の施行日前に現に在籍している者に対する第 45 条第 8 項の適用については、なお従前の例による。
- 2 この学則の施行日前に現に在籍している者並びに平成 21 年 4 月に入学する 2 年次編入生及び 3 年次編入生並びに平成 22 年 4 月に入学する 3 年次編入生に対する別表の適用については、別に定める。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 2 項第 11 号の改正規定は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の成立の日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この学則の施行日前に現に在籍している者並びに平成 23 年 4 月に入学する 2 年次編入生及び 3 年次編入生並びに平成 24 年 4 月に入学する 3 年次編入生に対する別表の適用については、別に定める。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この学則の施行日前に現に在籍している者並びに平成 24 年 4 月に入学する 2 年次編入生及び 3 年次編入生並

びに平成 25 年 4 月に入学する 3 年次編入生に対する別表の適用については、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 4 月以降に入学した者が履修済みである「社会福祉行財政と福祉計画」及び「人体の構造・機能・疾病」は、「福祉行財政と福祉計画」及び「人体の構造と機能及び疾病」と読み替える。
- 3 平成 24 年 4 月以降に入学した者が履修済みである「精神保健福祉論Ⅰ」及び「精神保健福祉論Ⅱ」は、「精神障害者の生活支援システム」及び「精神保健福祉に関する制度とサービス」と読み替える。
- 4 平成 24 年 4 月に入学した者の「成人看護学（慢性期）Ⅰ」の配当年次並びに平成 25 年 4 月以降に入学する看護学科 3 年次編入生に対する別表 1 の適用については、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の 2 の改正規定は、地域貢献研究センターの開設の日から施行する。
- 2 別表中「介護技術演習Ⅳ」、「精神保健福祉援助技術演習」については、平成 24 年 4 月 1 日に入学した者から適用する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第29条関係)

授 業 科 目 の 概 要	授業科目の名称		配当年次	単位数			課程(コース)				備 考			
	保健福祉学部 看護学科(編入学を除く)			必修	選択	自由	保 健 師	助 産 師	養 護 教 諭	社 会 福 祉 士				
	象徴科目													
授 業 科 目	ヒューマンサービス論Ⅰ		1	1						必修2単位				
	ヒューマンサービス論Ⅱ		4	1										
人 間 理 解 群	自己形成・人間理解群	倫理と人間	1		2					必修6単位 選択18単位以上  ●は課程選択者が必ず履修しなければならない科目を示す。				
		宗教と人間	1		2									
		哲学	1		2									
		教育原論	1		2			●						
		心理学	1		2									
		発達心理学	1		1									
		人間関係とコミュニケーションⅠ	1	1										
		人間関係とコミュニケーションⅡ	1		1									
		健康スポーツ	1		1				●					
		バリアフリースポーツ	1		1				●					
創作・造形活動	1		1											
社 会 理 解 群	社会理解群	日本国憲法	1		2			●		必修4単位以上				
		社会学	1		2									
		現代社会と危機管理	1		1									
		ボランティア・市民活動論	1		1									
		人権・ジェンダー	1	2										
		歴史と人間	1		2									
		生活と経済	1		2									
		神奈川の生活と文化	1		2									
		文化人類学	1		2									
		法と人間	1		2									
自 然 理 解 群	自然理解群	科学と人間	1		2					必修13単位 選択1単位以上  ●は課程選択者が必ず履修しなければならない科目を示す。				
		環境学	1		2									
		物理学	1		2									
		化学概論	1		2									
		基礎有機化学	1		2									
		基礎有機化学実験	1		1									
		生物学概論	1		2									
		細胞生物学	1		2									
		生物学基礎実験	1		1									
		国 際 理 解 群	国際理解群	多文化理解	1		2						必修4単位以上	
国際社会と日本	1				2									
英語(英会話Ⅰ)	1				1			●						
英語(講読)	1				1									
英語(保健医療福祉のための英語Ⅰ)	1				1			●						
英語(保健医療福祉のための英語Ⅱ)	1				1			●						
英語(総合英語)	2				1									
英語(英会話Ⅱ)	2				1									
韓国語(基礎)	1				1									
韓国語(応用)	1				1									
情 報 理 解 群	情報理解群	統計学	1	2						必修13単位 選択1単位以上  ●は課程選択者が必ず履修しなければならない科目を示す。				
		情報の活用と倫理	1		1									
		情報処理学Ⅰ	1		1			●						
		情報処理学Ⅱ	1		1			●						
		文献検索とクリティーク	1	1										
		基 礎 ・ 展 開 科 目	基礎・展開科目	健康論	1		2						必修13単位 選択1単位以上  ●は課程選択者が必ず履修しなければならない科目を示す。	
				保健医療福祉論Ⅰ	1		2							
				公衆衛生学	1		2							
				保健医療福祉論Ⅱ	2		2							
				地域保健医療福祉連携論	3		1							
ヒューマンサービス総合演習	4				1									
疫 学 ・ 社 会 調 査	疫学・社会調査			疫学・社会調査	2	2						必修13単位 選択1単位以上  ●は課程選択者が必ず履修しなければならない科目を示す。		
				カウンセリング論	2		1			●				
				薬の基礎科学	1		1							
				感染の予防と管理	1		1			●				
		救命・救急学概論	2		1									
		口腔健康論	1		1									
		医用機器概論	2		1									
		家族社会学	2		2									
		保健福祉行政論	4	1										

授業科目の名称		配当年次	単位数			課程(コース)				備考
			必修	選択	自由	保健師	助産師	養護教諭	社会福祉士	
保健福祉学部 看護学科(編入学を除く)										
業 科 専 門 創 造 の 育 科 目 概 要	看護支持科目	体のしくみⅠ	1	2						必修83単位 選択1単位以上 ●は課程選択者が必ず履修しなければならない科目を示す。
		体のしくみⅡ	1	1						
		心のしくみ	2	1						
		栄養学	1	2						
		臨床薬理学	2	2						
		病理学	1	1						
		病態生理学	2	2						
		疾病と治療Ⅰ	2	2						
		疾病と治療Ⅱ	2	1						
		疾病と治療Ⅲ	2	1						
		感染症学	1	1						
		看護関係法規	2	1						
		問題に基づく学習法(PBL)	2	1						
	基礎看護学	ヘルスアセスメント論	1	2						
		看護学原論	1	2						
		看護技術論Ⅰ	1	2						
		看護技術論Ⅱ	2	2						
		看護技術論Ⅲ(看護過程)	2	1						
		基礎看護学実習Ⅰ	1	1						
		基礎看護学実習Ⅱ	2	2						
		エビデンスベーストナーシング(EBN)	3	1						
		看護理論概説	1		1					
		看護倫理	3	1						
	リプロダクティブ・ヘルスケア	リプロダクティブ・ヘルスケアⅠ	2	2						
		リプロダクティブ・ヘルスケアⅡ	2	2						
		リプロダクティブ・ヘルスケア実習	3	2						
	看護学 小児	小児看護学Ⅰ	2	2						
		小児看護学Ⅱ	3	2						
		小児看護学実習	3	2						
	成人看護学	成人看護学(急性期)Ⅰ	2	1						
		成人看護学(急性期)Ⅱ	3	2						
		成人看護学(急性期)実習	3	3						
		成人看護学(慢性期)Ⅰ	2	1						
		成人看護学(慢性期)Ⅱ	3	2						
		成人看護学(慢性期)実習	3	3						
	看護学 老年看	老年看護学Ⅰ	2	1						
		老年看護学Ⅱ	2	2						
		老年看護学実習	2	2						
	看護学 精神看	精神看護学Ⅰ	2	1						
		精神看護学Ⅱ	3	2						
精神看護学実習		3	2							
地域看護学	地域看護学Ⅰ	2	2							
	地域看護学Ⅱ	2	2							
	地域看護学実習	2	1							
	在宅看護学	3	2							
	在宅看護学実習	3	2							
	学校保健論Ⅰ	1		1		●	●			
	産業保健論Ⅰ	2		1		●				
看護の統合	看護管理学	4	2							
	終末期看護論	4	1							
	看護研究法	4	1							
	統合実習	4	3							
	災害看護論	4	1							
	看護教育学	4		1						
	看護とキャリアディベロップメント	4		1						
	臨床看護応用演習	4		1						
	看護応用ゼミナール	4		2						
	国際看護論	4		1						

		授業科目の名称	配当年次	単位数			課程(コース)				備考
				必修	選択	自由	保健師	助産師	養護教諭	社会福祉士	
授	専門創造教育科目	学校保健論Ⅱ	1			1	●		●		自由13単位 ●は課程選択者が必ず履修しなければならない科目を示す。 ※は保健師課程選択者に限る。
		産業保健論Ⅱ ※	3			1	●				
		公衆衛生看護活動論	2			2	●				
		公衆衛生看護活動演習Ⅰ ※	4			1	●				
		公衆衛生看護活動演習Ⅱ ※	4			2	●				
		公衆衛生看護管理論Ⅰ ※	4			1	●				
		公衆衛生看護管理論Ⅱ ※	4			1	●				
		公衆衛生看護学実習 ※	4			4	●				
業	助産学関連科目	助産学概論	3			1		●			自由28単位 ●は課程選択者が必ず履修しなければならない科目を示す。 ※は助産師課程選択者に限る。
		性と生殖の生理と病態 ※	4			2		●			
		ウイメンズヘルスケア ※	4			2		●			
		ハイリスク母子の治療とケア ※	4			1		●			
		助産診断技術学Ⅰ ※	4			2		●			
		助産診断技術学Ⅱ ※	4			3		●			
		助産診断技術学Ⅲ ※	4			2		●			
		助産診断技術学Ⅳ ※	4			1		●			
		地域母子保健 ※	4			1		●			
		助産管理論Ⅰ ※	4			1		●			
		助産管理論Ⅱ ※	4			1		●			
		助産学実習 ※	4			11		●			
科	教職関連科目	学校保健方法論 ※	3			1			●		自由22単位 ●は課程選択者が必ず履修しなければならない科目を示す。 ※は養護教諭課程選択者に限る。
		養護概説 ※	3			2			●		
		現代教職論	3			2			●		
		教育心理学	2			2			●		
		教育課程論	1			2			●		
		教育方法論	2			2			●		
		生徒指導論	4			2			●		
		教育相談論	3			1			●		
		総合演習(養護教諭) ※	2			1			●		
		教職実践演習(養護教諭) ※	4			2			●		
		養護実習Ⅰ ※	3			2			●		
		養護実習Ⅱ ※	4			3			●		
の	社会福祉士関連科目	現代社会と福祉	1			2				●	自由40単位以上 ●は課程選択者が必ず履修しなければならない科目を示す。 ※は社会福祉士課程選択者に限る。  いずれか1科目を選択する。
		福祉行財政と福祉計画 ※	2			2				●	
		社会保障論 ※	2			4				●	
		ソーシャルワークⅠ ※	2			2				●	
		ソーシャルワークⅡ ※	2			2				●	
		ソーシャルワークⅢ ※	3			2				●	
		ソーシャルワークⅣ ※	4			2				●	
		社会福祉組織運営論 ※	3			2				●	
		ソーシャルワーク演習Ⅰ ※	3			2				●	
		ソーシャルワーク演習Ⅱ ※	4			2				●	
		高齢者福祉論 ※	2			2				●	
		障害者福祉論 ※	2			2				●	
		児童福祉論 ※	2			2				●	
		公的扶助論 ※	3			2				●	
		医療福祉論 ※	3			2				●	
		権利擁護と成年後見制度 ※	3			2				●	
		更生保護制度 ※	3			1				●	
		就労支援サービス ※	3			1				●	
		ソーシャルワーク実習 ※	4			4				●	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ ※	3			1				●	
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ ※	4			2				●			
卒業研究	卒業研究	4	2							必修2単位	

(先修条件等)

- 1 配当年次が複数表示されている授業科目は、時間割の関係で必ずしもすべての年次で履修できるわけではない。
- 2 基礎看護学実習Ⅱを履修するためには、看護技術論Ⅰ、看護技術論Ⅱ、基礎看護学実習Ⅰを修得済みであること。
- 3 リプロダクティブ・ヘルスケア実習を履修するためには、基礎看護学実習Ⅱ、リプロダクティブ・ヘルスケアⅠ・Ⅱを修得済みであること。
- 4 小児看護学実習を履修するためには、基礎看護学実習Ⅱ、小児看護学Ⅰ・Ⅱを修得済みであること。
- 5 成人看護学(急性期)Ⅱを履修するためには、成人看護学(急性期)Ⅰ、疾病と治療Ⅱを修得済みであること。
- 6 成人看護学(急性期)実習を履修するためには基礎看護学実習Ⅱ、成人看護学(急性期)Ⅱを修得済みであること。
- 7 成人看護学(慢性期)実習を履修するためには基礎看護学実習Ⅱ、成人看護学(慢性期)Ⅱを修得済みであること。
- 8 精神看護学実習を履修するためには疾病と治療Ⅲ、心のしくみ、精神看護学Ⅰ・Ⅱを修得済みであること。
- 9 在宅看護学実習を履修するためには基礎看護学実習Ⅱ、地域看護学Ⅰ・Ⅱ、在宅看護学を修得済みであること。
- 10 地域看護学実習を履修するためには地域看護学Ⅰ・Ⅱを修得済みであること。
- 11 卒業年次であっても当該年度をもって卒業するための単位取得が見込めない場合は卒業研究、統合実習の履修登録は認めない。

(先修条件等(保健師課程(コース)のみ))

1. 公衆衛生看護活動論を履修するためには、地域看護学Ⅰ・Ⅱを修得済みであること。
2. 公衆衛生看護学実習を履修するためには、公衆衛生看護活動論、地域看護学実習を修得済みであること。

授 業 科 目 の 概 要	授業科目の名称		配当年次	単位数			課程(コース) 保 健 師	備 考	
	保健福祉学部 看護学科(編入学)			必修	選択	自由			
	象徴科目								
		ヒューマンサービス論Ⅰ	1	1			必修2単位		
		ヒューマンサービス論Ⅱ	4	1					
人 間	自己形成・人間理解群	倫理と人間	1		2		必修6単位 選択18単位以上		
		宗教と人間	1		2				
哲学		1		2					
教育原論		1		2					
心理学		1		2					
発達心理学		1		1					
人間関係とコミュニケーションⅠ		1	1						
人間関係とコミュニケーションⅡ		1		1					
健康スポーツ		1		1					
バリアフリースポーツ		1		1					
		創作・造形活動	1		1				
社 会 理 解 群	社会理解群	日本国憲法	1		2		}		
		社会学	1		2				
		現代社会と危機管理	1		1				
		ボランティア・市民活動論	1		1				
		人権・ジェンダー	1	2					
		歴史と人間	1		2				
		生活と経済	1		2				
		神奈川の生活と文化	1		2				
		文化人類学	1		2				
		法と人間	1		2				
自 然 理 解 群	自然理解群	科学と人間	1		2		}		
		環境学	1		2				
		物理学	1		2				
		化学概論	1		2				
		基礎有機化学	1		2				
		基礎有機化学実験	1		1				
		生物学概論	1		2				
		細胞生物学	1		2				
		生物学基礎実験	1		1				
国 際 理 解 群	国際理解群	多文化理解	1		2		}		
		国際社会と日本	1		2				
		英語(英会話Ⅰ)	1		1				
		英語(講読)	1		1				
		英語(保健医療福祉のための英語Ⅰ)	1		1				
		英語(保健医療福祉のための英語Ⅱ)	1		1				
		英語(総合英語)	2		1				
		英語(英会話Ⅱ)	2		1				
		韓国語(基礎)	1		1				
		韓国語(応用)	1		1				
		スペイン語(基礎)	1		1				
		スペイン語(応用)	1		1				
		中国語(基礎)	1		1				
		中国語(応用)	1		1				
情 報 理 解 群	情報理解群	統計学	1	2			}		
		情報の活用と倫理	1		1				
		情報処理学Ⅰ	1		1				
		情報処理学Ⅱ	1		1				
		文献検索とクリティーク	1	1					
基 礎 ・ 展 開 科 目	基礎・展開科目	健康論	1	2		必修13単位 選択1単位以上			
		保健医療福祉論Ⅰ	1	2					
		公衆衛生学	1	2					
		保健医療福祉論Ⅱ	2	2					
		地域保健医療福祉連携論	3	1					
		ヒューマンサービス総合演習	4	1					
		疫 学 ・ 社 会 調 査	疫学・社会調査	疫学・社会調査	2		2		}
				カウンセリング論	2			1	
				薬の基礎科学	1			1	
				感染の予防と管理	1			1	
救命・救急学概論	2				1				
口腔健康論	1				1				
医用機器概論	2				1				
家族社会学	2				2				
関 連 科 目	関連科目	保健福祉行政論	4	1					

授業科目の名称		配当年次	単位数			課程(コース)	備考
			必修	選択	自由	保健師	
授 業 科 専 門 創 造 教 育 科 目 概 要	看護支持科目	体のしくみⅠ	1	2			必修83単位 選択1単位以上 ●は課程選択者が必ず履修しなければならない科目を示す。
		体のしくみⅡ	1	1			
		心のしくみ	2	1			
		栄養学	1	2			
		臨床薬理学	2	2			
		病理学	1	1			
		病態生理学	2	2			
		疾病と治療Ⅰ	2	2			
		疾病と治療Ⅱ	2	1			
		疾病と治療Ⅲ	2	1			
		感染症学	1	1			
		看護関係法規	2	1			
		問題に基づく学習法(PBL)	2	1			
		基礎看護学	ヘルスアセスメント論	1	2		
	看護学原論		1	2			
	看護技術論Ⅰ		1	2			
	看護技術論Ⅱ		2	2			
	看護技術論Ⅲ(看護過程)		2	1			
	基礎看護学実習Ⅰ		1	1			
	基礎看護学実習Ⅱ		2	2			
	エビデンスベーストナーシング(EBN)		3	1			
	看護理論概説		1		1		
	看護倫理		3	1			
	リプロダクティブ・ヘルスケア	リプロダクティブ・ヘルスケアⅠ	2	2			
		リプロダクティブ・ヘルスケアⅡ	2	2			
		リプロダクティブ・ヘルスケア実習	3	2			
	看護小児学	小児看護学Ⅰ	2	2			
		小児看護学Ⅱ	3	2			
		小児看護学実習	3	2			
	成人看護学	成人看護学(急性期)Ⅰ	2	1			
		成人看護学(急性期)Ⅱ	3	2			
		成人看護学(急性期)実習	3	3			
		成人看護学(慢性期)Ⅰ	2	1			
		成人看護学(慢性期)Ⅱ	3	2			
		成人看護学(慢性期)実習	3	3			
	老年看護学	老年看護学Ⅰ	2	1			
		老年看護学Ⅱ	2	2			
		老年看護学実習	2	2			
	精神看護学	精神看護学Ⅰ	2	1			
		精神看護学Ⅱ	3	2			
		精神看護学実習	3	2			
	地域看護学	地域看護学Ⅰ	2	2			
地域看護学Ⅱ		2	2				
地域看護学実習		2	1				
在宅看護学		3	2				
在宅看護学実習		3	2				
学校保健論Ⅰ		1		1	●		
産業保健論Ⅰ		2		1	●		
看護の統合	看護管理学	4	2				
	終末期看護論	4	1				
	看護研究法	4	1				
	統合実習	4	3				
	災害看護論	4	1				
	看護教育学	4		1			
	看護とキャリアディベロップメント	4		1			
	臨床看護応用演習	4		1			
	看護応用ゼミナール	4		2			
	国際看護論	4		1			

授	授業科目の名称		配当年次	単位数			課程(コース)	備考	
	保健福祉学部 看護学科(編入学)			必修	選択	自由	保 健 師		
業 科 目 の 概 要	専 門 創 造	公衆衛生看護学 関連科目	学校保健論Ⅱ	1			1	●	自由13単位 ●は課程選択者が必ず 履修しなければならない 科目を示す。 ※は保健師課程選択者 に限る。
			産業保健論Ⅱ ※	3			1	●	
			公衆衛生看護活動論	2			2	●	
			公衆衛生看護活動演習Ⅰ ※	4			1	●	
			公衆衛生看護活動演習Ⅱ ※	4			2	●	
			公衆衛生看護管理論Ⅰ ※	4			1	●	
			公衆衛生看護管理論Ⅱ ※	4			1	●	
			公衆衛生看護学実習 ※	4			4	●	
	教 育 目	助産学 関連科目	助産学概論	3			1		
			教職 関連 科目	現代教職論	3			2	
	教育心理学	2				2			
	教育課程論	1				2			
	教育方法論	2				2			
生徒指導論	4				2				
教育相談論	3				1				
卒業研究	卒業研究	4	2				必修2単位		

(先修条件等)

- 1 配当年次が複数表示されている授業科目は、時間割の関係で必ずしもすべての年次で履修できるわけではない。
- 2 卒業年次であっても当該年度をもって卒業するための単位取得が見込めない場合は卒業研究、総合実習の履修登録は認めない。



授業科目の概要	授業科目の名称		配当年次	単位数			栄養教諭	備考
				必修	選択	自由		
	保健福祉学部 栄養学科(編入学を除く)							
専業創造教育分野	専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ち	人体構造学	1	2			選択4単位以上
			人体構造学実験	1	1			
			生体機能学	1	2			
			生体機能学実験	2	1			
			臨床医学概論	2	3			
			免疫学	2	1			
			生化学Ⅰ	1	2			
			生化学Ⅱ	2	2			
			生化学実験	2	2			
			分子生物学	2	1			
			バイオテクノロジー基礎実験	2		1		
			運動生理学	2	1			
	基礎分野	食べ物と健康	食品学総論	1	2			
			食品学各論	1	2			
			食品学実験Ⅰ	1	2			
			食品学実験Ⅱ	2	2			
			食品機能学	2		2		
			食品加工学	2		2		
			食品衛生学	2	2			
			食品衛生学実験	2	1			
			調理学	1	2			
			調理学実習	2	2			
			比較食文化論	2		1		
			基礎栄養学	基礎栄養学	基礎栄養学	1	2	
	基礎栄養学実験	2			1			
	応用栄養学	応用栄養学Ⅰ		2	2			
		応用栄養学Ⅱ		2	2			
		応用栄養学Ⅲ		3	2			
		応用栄養学実習		3	1			
		スポーツ栄養学		3		2		
	栄養教育	栄養教育総論		2	2			
		栄養教育各論Ⅰ		3	2			
		栄養教育各論Ⅱ		3	2			
		栄養教育論実習		3	2			
		栄養管理学概論		1	1			
	臨床栄養学	臨床栄養学総論	2	2				
		臨床栄養学各論Ⅰ	3	3				
		臨床栄養学各論Ⅱ	3	2				
		臨床検査学概論	2	1				
		臨床栄養学実習Ⅰ	3	1				
		臨床栄養学実習Ⅱ	3	2				
	公衆栄養学	公衆栄養学Ⅰ	2	2				
		公衆栄養学Ⅱ	3	2				
		公衆栄養学実習	3	1				
		エビデンス・ベースト・ヘルスクエア	3		1			
給食経営管理論	給食経営管理論	給食経営管理論Ⅰ	2	2				
		給食経営管理論Ⅱ	2	1				
		給食経営管理論Ⅲ	3	1				
		給食経営管理論実習	3	1				
		臨床栄養学臨床実習Ⅰ	3	3				
	臨床実習	臨床栄養学臨床実習Ⅱ	4	3				
		公衆栄養学臨床実習Ⅰ	4	1				
		公衆栄養学臨床実習Ⅱ	4		1			
		給食経営管理論臨床実習Ⅰ	3	1				
		給食経営管理論臨床実習Ⅱ	3		1			
その他	総合演習	4	2					
	外書講読	3		2				
	卒業研究	4	2					
教職関連科目	学校栄養教諭論	※	4		2	●	自由20単位 ●は課程選択者が必ず履修しなければならない科目を示す。 ※は栄養教諭課程選択者に限る。	
	食教育実践論	※	4		2	●		
	現代教職論		2		2	●		
	教育心理学		2		2	●		
	教育課程論		1		2	●		
	教育方法論		1		2	●		
	生徒指導論		1		2	●		
	教育相談論		1		1	●		
	総合演習(栄養教諭)	※	4		1	●		
	教職実践演習(栄養教諭)	※	4		2	●		
	栄養教育実習	※	4		2	●		

(先修条件等)

- 配当年次が複数表示されている授業科目は、時間割の関係で必ずしもすべての年次で履修できるわけではない。
- 給食経営管理論臨床実習Ⅰ、給食経営管理論臨床実習Ⅱを履修するには、専門創造教育科目の2年後期までに配当されたすべての必修の授業科目を修得済みであること。なお、履修登録にあたっては、同一学期内に履修することを制限するものではない。
- 臨床栄養学臨床実習Ⅰを履修するには、専門創造教育科目の3年前期までに配当されたすべての必修の授業科目を修得済みであること。なお、履修登録にあたっては、同一学期内に履修することを制限するものではない。
- 臨床栄養学臨床実習Ⅱ、公衆栄養学臨床実習Ⅰ、公衆栄養学臨床実習Ⅱを履修するには、専門創造教育科目の3年後期までに配当されたすべての必修の授業科目を修得済みであること。なお、履修登録にあたっては、同一学期内に履修することを制限するものではない。
- 卒業年次生であっても、当該年度をもって卒業するための単位取得が見込めない場合は、卒業研究の履修登録は認めない。

		授業科目の名称		単位数			備考	
				配当年次	必修	選択		自由
		保健福祉学部 栄養学科(編入学)						
象徴科目		ヒューマンサービス論Ⅰ	1	1			必修2単位	
		ヒューマンサービス論Ⅱ	4	1				
人間	自己形成・人間理解群	倫理と人間	1		2		選択24単位以上	
		宗教と人間	1		2			
		哲学	1		2			
		教育原論	1		2			
		心理学	1		2			
		発達心理学	1		1			
		人間関係とコミュニケーションⅠ	1		1			
		人間関係とコミュニケーションⅡ	1		1			
		健康スポーツ	1		1			
		バリアフリースポーツ	1		1			
		創作・造形活動	1		1			
総合	社会理解群	日本国憲法	1		2			
		社会学	1		2			
		現代社会と危機管理	1		1			
		ボランティア・市民活動論	1		1			
		人権・ジェンダー	1		2			
		歴史と人間	1		2			
		生活と経済	1		2			
		神奈川の生活と文化	1		2			
		文化人類学	1		2			
		法と人間	1		2			
教育	自然理解群	科学と人間	1		2			
		環境学	1		2			
		物理学	1		2			
		化学概論	1		2			
		基礎有機化学	1		2			
		基礎有機化学実験	1		1			
		生物学概論	1		2			
		細胞生物学	1		2			
		生物学基礎実験	1		1			
				多文化理解	1		2	
国際理解群		国際社会と日本	1		2			
		英語(英会話Ⅰ)	1		1			
		英語(講読)	1		1			
		英語(保健医療福祉のための英語Ⅰ)	1		1			
		英語(保健医療福祉のための英語Ⅱ)	1		1			
		英語(総合英語)	2		1			
		英語(英会話Ⅱ)	2		1			
		コリア語(基礎)	1		1			
		コリア語(応用)	1		1			
		スペイン語(基礎)	1		1			
	スペイン語(応用)	1		1				
	中国語(基礎)	1		1				
	中国語(応用)	1		1				
情報理解群		統計学	1		2			
		情報の活用と倫理	1		1			
		情報処理学Ⅰ	1		1			
		情報処理学Ⅱ	1		1			
		文献検索とクリティーク	1		1			
連携実践教育科目	基礎・展開科目	健康論	1	2			必修8単位 選択7単位以上	
		保健医療福祉論Ⅰ	1	2				
		公衆衛生学	1	2				
		保健医療福祉論Ⅱ	2		2			
		地域保健医療福祉連携論	3	1				
	ヒューマンサービス総合演習	4	1					
	関連科目		疫学・社会調査	2		2		
			カウンセリング論	2		1		
			薬の基礎科学	2		1		
			感染の予防と管理	1		1		
		救命・救急学概論	2		1			
	口腔健康論	1		1				
	医用機器概論	2		1				
	家族社会学	2		2				
	保健福祉行政論	4		1				

		授業科目の名称		単位数			備 考	
				配当年次	必修	選択		自由
		保健福祉学部 栄養学科(編入学)						
授 業 科 目 の 概 要	専 門 基 礎	人体の構造と機能 疾病の成り立ち	人体構造学	1	2		選択4単位以上	
			人体構造学実験	1	1			
			生体機能学	1	2			
			生体機能学実験	2	1			
			臨床医学概論	2	3			
			免疫学	2	1			
			生化学Ⅰ	1	2			
			生化学Ⅱ	2	2			
			生化学実験	2	2			
			分子生物学	2	1			
	バイオテクノロジー基礎実験	2		1				
	運動生理学	2	1					
	創 野	食べ物と 健康	食品学総論	1	2			
			食品学各論	1	2			
			食品学実験Ⅰ	1	2			
			食品学実験Ⅱ	2	2			
			食品機能学	2		2		
			食品加工学	2		2		
			食品衛生学	2	2			
			食品衛生学実験	2	1			
			調理学	1	2			
			調理学実習	2	2			
	比較食文化論	2		1				
	造	基礎 栄養学	基礎栄養学	1	2			
			基礎栄養学実験	2	1			
		応用 栄養学	応用栄養学Ⅰ	2	2			
			応用栄養学Ⅱ	2	2			
			応用栄養学Ⅲ	3	2			
			応用栄養学実習	3	1			
			スポーツ栄養学	3		2		
		専 門 分 野	栄養教 育論	栄養教育総論	2	2		
				栄養教育各論Ⅰ	3	2		
				栄養教育各論Ⅱ	3	2		
	栄養教育論実習			3	2			
	臨 床 栄 養 学	臨床栄 養学	栄養管理学概論	1	1			
			臨床栄養学総論	2	2			
			臨床栄養学各論Ⅰ	3	3			
			臨床栄養学各論Ⅱ	3	2			
			臨床検査学概論	2	1			
			臨床栄養学実習Ⅰ	3	1			
臨床栄養学実習Ⅱ	3	2						
公 衆 栄 養 学	公衆栄 養学	公衆栄養学Ⅰ	2	2				
		公衆栄養学Ⅱ	3	2				
		公衆栄養学実習	3	1				
		エビデンス・ベスト・ヘルスクア	3		1			
教 育 分 野	給 食 経 営 管 理 論	給食経営管理論Ⅰ	2	2				
		給食経営管理論Ⅱ	2	1				
		給食経営管理論Ⅲ	3	1				
		給食経営管理論実習	3	1				
	臨 地 実 習	臨床栄 養学 公衆栄 養学	臨床栄養学臨地実習Ⅰ	3	3			
			臨床栄養学臨地実習Ⅱ	4	3			
			公衆栄養学臨地実習Ⅰ	4	1			
			公衆栄養学臨地実習Ⅱ	4		1		
			給食経営管理論臨地実習Ⅰ	3	1			
			給食経営管理論臨地実習Ⅱ	3		1		
そ の 他	総合演 習 外書講 読	総合演習	4	2				
		外書講読	3		2			
卒業研究		卒業研究	4	2				
教 職 関 連 科 目	現代教職論		2		2			
	教育心理学		2		2			
	教育課程論		1		2			
	教育方法論		1		2			
	生徒指導論		1		2			
	教育相談論		1		1			

(先修条件等)

- 1 配当年次が複数表示されている授業科目は、時間割の関係で必ずしもすべての年次で履修できるわけではない。
- 2 卒業年次生であっても、当該年度をもって卒業するための単位取得が見込めない場合は、卒業研究の履修登録は認めない。

授 業 科 目 の 概 要	授業科目の名称		配当年次	単位数			課程(コース)		備 考
	保健福祉学部 社会福祉学科(編入学を除く)			必修	選択	自由	精神 保健 福祉 士	介 護 福 祉 士	
	象徴科目								
人	ヒューマンサービス論Ⅰ		1	1				必修2単位	
	ヒューマンサービス論Ⅱ		4	1					
間	自己形成・人間理解群	倫理と人間	1		2			必修6単位 選択18単位以上  「社会学」、「カウンセリング論」、 「人体の構造・機能・疾病」のいずれか一科目は必ず修得しなければならない。	
		宗教と人間	1		2				
哲学		1		2					
教育原論		1		2					
心理学		1		2					
発達心理学		1		1		●			
人間関係とコミュニケーションⅠ		1	1						
人間関係とコミュニケーションⅡ		1		1		●			
健康スポーツ		1		1					
バリアフリースポーツ		1		1					
総	社会理解群	創作・造形活動	1		1			●は課程選択者が必ず履修しなければならない科目を示す。	
		日本国憲法	1		2				
		社会学	1		2				
		現代社会と危機管理	1		1				
		ボランティア・市民活動論	1		1				
		人権・ジェンダー	1	2					
		歴史と人間	1		2				
		生活と経済	1		2				
		神奈川の生活と文化	1		2				
		文化人類学	1		2				
合	自然理解群	法と人間	1		2			選択4単位以上	
		科学と人間	1		2				
		環境学	1		2				
		物理学	1		2				
		化学概論	1		2				
		基礎有機化学	1		2				
		基礎有機化学実験	1		1				
		生物学概論	1		2				
		細胞生物学	1		2				
		生物学基礎実験	1		1				
育	国際理解群	多文化理解	1		2			選択4単位以上	
		国際社会と日本	1		2				
		英語(英会話Ⅰ)	1		1				
		英語(講読)	1		1				
		英語(保健医療福祉のための英語Ⅰ)	1		1				
		英語(保健医療福祉のための英語Ⅱ)	1		1				
		英語(総合英語)	2		1				
		英語(英会話Ⅱ)	2		1				
		コリア語(基礎)	1		1				
		コリア語(応用)	1		1				
目	情報理解群	スペイン語(基礎)	1		1			●	
		スペイン語(応用)	1		1				
		中国語(基礎)	1		1				
		中国語(応用)	1		1				
		統計学	1	2					
		情報の活用と倫理	1		1				
		情報処理Ⅰ	1		1				
		情報処理Ⅱ	1		1				
		文献検索とクリティーク	1	1					
		連 携 実 践 教 育 科 目	基礎・展開科目	健康論	1	2			
保健医療福祉論Ⅰ	1			2					
公衆衛生学	1			2					
保健医療福祉論Ⅱ	2			2					
地域保健医療福祉連携論	3			1					
ヒューマンサービス総合演習	4		1						
関連科目	疫学・社会調査		2	2					
	カウンセリング論		2		1				
	薬の基礎科学		1		1				
	感染の予防と管理		1		1				
	救命・救急学概論	2		1					
口腔健康論	1		1						
医用機器概論	2		1						
家族社会学	2		2						
保健福祉行政論	4		1						

授 業 科 目 の 概 要	授業科目の名称		配当年次	単位数			課程(コース)		備 考
	保健福祉学部 社会福祉学科(編入学を除く)			必修	選択	自由	精神 保健 福祉士	介 護 福 祉 士	
	基礎 領域	領域 政策・制							
専 門 創 造 教 育 の 目 的	基礎 領域	現代社会と福祉	1	2					必修55単位 選択27単位以上  「権利擁護と成年後見制度」、「更生保護制度」、「就労支援サービス」のいずれか一科目は必ず修得しなければならない。  ●は課程選択者が必ず履修しなければならない科目を示す。
		福祉の哲学	4	1					
		社会福祉の歴史と現代社会	2	2					
		国際福祉論	3		2				
		地域型社会福祉の理解	1	1					
	領域 政策・制	介護福祉論	1	2					
		社会福祉の法と制度	1		2				
		福祉行財政と福祉計画	2	2					
		社会保障論	2	4					
		社会福祉系	2	2					
	方法・ 技術領域	ソーシャルワークⅠ	2	2					
		ソーシャルワークⅡ	2	2					
		ソーシャルワークⅢ	3	2					
		ソーシャルワークⅣ	4	2					
		社会福祉調査論	3		2				
		社会福祉組織運営論	3	2					
		ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	2					
		ソーシャルワーク演習Ⅱ	3	2					
		介護福祉系	1		2			●	
		介護技術演習Ⅰ	1		2			●	
	介護技術演習Ⅱ	2		2			●		
	介護技術演習Ⅲ	3		1			●		
	介護技術演習Ⅳ	3		3			●		
	形態別介護技術演習Ⅰ	2		2			●		
	形態別介護技術演習Ⅱ	2		2			●		
	認知症ケア論	2		4			●		
	精神 保健 福祉系	精神保健福祉援助技術総論	3		2			●	
精神保健福祉援助技術各論		3		4			●		
精神保健福祉援助演習		3		2			●		
精神保健福祉援助技術演習		4		1			●		
分野 各論 領域	高齢者福祉論	2	2						
	障害者福祉論	2	2						
	児童福祉論	2	2						
	精神障害者の生活支援システム	2		2			●		
	精神保健福祉に関する制度とサービス	3		2			●		
	公的扶助論	3	2						
	医療福祉論	2	2						
	家族福祉論	3	2						
	地域福祉論	3	2						
	権利擁護と成年後見制度	3		2			●		
	フェミニズムと社会福祉	3	2						
	更生保護制度	3	1						
	就労支援サービス	3	1						
福祉住・環境計画論	3	2							

(次頁に続く)

(前頁から続く)

授 業 科 目 の 概 要	授業科目の名称		配当年次	単位数			課程(コース)		備 考	
	保健福祉学部 社会福祉学科(編入学を除く)			必修	選択	自由	精神保健福祉士	介護福祉士		
	専 門 領 域	創 造 的 教 育 領 域								
専 門 領 域	社会福祉系	ソーシャルワーク実習	3	4	2				※1は介護福祉士課程選択者に限る。 ※2は精神保健福祉士課程選択者に限る。	
		社会福祉調査実習	3		2					
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	1						
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	3	2						
	介護福祉系	介護福祉実習Ⅰ ※1	2		2			●		
		介護福祉実習Ⅱ ※1	3		4			●		
		介護福祉実習Ⅲ ※1	4		4			●		
		介護総合演習Ⅰ ※1	2		1			●		
		介護総合演習Ⅱ ※1	3		1			●		
		介護総合演習Ⅲ ※1	3		1			●		
		介護総合演習Ⅳ ※1	4		1			●		
	介護過程系	介護過程Ⅰ	3		2			●		
		介護過程Ⅱ	3		2			●		
	精神保健福祉系	精神保健福祉援助実習 ※2	4		4		●			
		精神保健福祉援助実習指導Ⅰ ※2	3		2		●			
		精神保健福祉援助実習指導Ⅱ ※2	4		1		●			
	専門実習	社会福祉専門実習	4		2					
	関 連 領 域	心理学系	臨床心理学	2		2				
			臨床家族心理学	3		2				
			老年心理学	2		2				●
障害者の心理			2		2			●		
社会学系		地域社会学	3		2					
保健医療系		民法	2		2					
		行政法	3		2					
		労働法	3		2					
		解剖学	1		2			●		
		人体の構造と機能及び疾病	2		2			●		
	精神医学Ⅰ	3		2		●				
そ の 他	精神医学Ⅱ	3		2		●				
	精神保健学Ⅰ	3		2		●	●			
	精神保健学Ⅱ	3		2		●				
	精神科リハビリテーション学	3		4		●				
	リハビリテーション概論	1		2			●			
	レクリエーション活動援助法	3		1			●			
	家政学概論	1		2			●			
専 門 演 習	家政学実習	1		2			●			
	社会福祉基礎演習Ⅰ	1	2							
	社会福祉基礎演習Ⅱ	2	2							
	社会福祉専門演習Ⅰ	3	2							
卒 業 研 究	社会福祉専門演習Ⅱ	4	2							
	卒業研究	4	2							

(先修条件等)

- 1 配当年次が複数表示されている授業科目は、時間割の関係で必ずしもすべての年次で履修できるわけではない。
- 2 ソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導Ⅱを履修するためには、ソーシャルワーク実習指導Ⅰを修得済みであること。
- 3 ソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導Ⅱは、同時期に修得しなければならない。
- 4 社会福祉専門実習を履修するためには、ソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導Ⅱを修得済みであること。
- 5 卒業年次生であっても、当該年度をもって卒業するための単位取得が見込めない場合は、卒業研究の履修登録は認めない。

(先修条件等(介護福祉士コースのみ))

- 1 介護福祉実習Ⅰ及び介護総合演習Ⅰは、同時期に修得しなければならない。
- 2 介護福祉実習Ⅱ及び介護総合演習Ⅲは、同時期に修得しなければならない。
- 3 介護福祉実習Ⅲ及び介護総合演習Ⅳは、同時期に修得しなければならない。

(先修条件等(精神保健福祉士課程(コース)のみ))

- 1 精神保健福祉援助実習及び精神保健福祉援助実習指導Ⅱを履修するためには、精神保健福祉援助実習及び精神保健福祉援助実習指導Ⅰを修得済みであること。
- 2 精神保健福祉援助実習及び精神保健福祉援助実習指導Ⅱは、同時期に修得しなければならない。

授 業 科 目 の 概 要	授業科目の名称		配当年次	単位数			課程(コース)	備 考
	保健福祉学部 社会福祉学科(編入学)			必修	選択	自由	精神保健福祉士	
象徴科目	ヒューマンサービス論Ⅰ		1	1			必修2単位	
	ヒューマンサービス論Ⅱ		4	1				
人 間 解 群	自己形成・人間理解	倫理と人間	1		2		必修1単位 選択23単位以上  「社会学」、「カウンセリング論」、「人体の構造・機能・疾病」のいずれか一科目は必ず修得しなければならない。	
		宗教と人間	1		2			
哲学		1		2				
教育原論		1		2				
心理学		1		2				
発達心理学		1		1				
人間関係とコミュニケーションⅠ		1	1					
人間関係とコミュニケーションⅡ		1		1				
健康スポーツ		1		1				
バリアフリースポーツ		1		1				
社 会 理 解 群	社会理解	創作・造形活動	1		1			
		日本国憲法	1		2			
		社会学	1		2			
		現代社会と危機管理	1		1			
		ボランティア・市民活動論	1		1			
		人権・ジェンダー	1		2			
		歴史と人間	1		2			
		生活と経済	1		2			
		神奈川の生活と文化	1		2			
		文化人類学	1		2			
自 然 理 解 群	自然理解	法と人間	1		2			
		科学と人間	1		2			
		環境学	1		2			
		物理学	1		2			
		化学概論	1		2			
		基礎有機化学	1		2			
		基礎有機化学実験	1		1			
		生物学概論	1		2			
国 際 理 解 群	国際理解	細胞生物学	1		2			
		生物学基礎実験	1		1			
		多文化理解	1		2			
		国際社会と日本	1		2			
		英語(英会話Ⅰ)	1		1			
		英語(講読)	1		1			
		英語(保健医療福祉のための英語Ⅰ)	1		1			
		英語(保健医療福祉のための英語Ⅱ)	1		1			
		英語(総合英語)	2		1			
		英語(英会話Ⅱ)	2		1			
		コリア語(基礎)	1		1			
		コリア語(応用)	1		1			
情 報 理 解 群	情報理解	スペイン語(基礎)	1		1			
		スペイン語(応用)	1		1			
		中国語(基礎)	1		1			
		中国語(応用)	1		1			
		統計学	1		2			
		情報の活用と倫理	1		1			
		情報処理学Ⅰ	1		1			
		情報処理学Ⅱ	1		1			
基 礎 ・ 展 開 科 目	基礎・展開科目	文献検索とクリティーク	1		1			
		健康論	1		2			
		保健医療福祉論Ⅰ	1	2				
		公衆衛生学	1	2				
		保健医療福祉論Ⅱ	2	2				
		地域保健医療福祉連携論	3	1				
		ヒューマンサービス総合演習	4	1				
		疫学・社会調査	2	2				
		カウンセリング論	2		1			
		薬の基礎科学	1		1			
関 連 科 目	関連科目	感染の予防と管理	1		1			
		救命・救急学概論	2		1			
		口腔健康論	1		1			
		医用機器概論	2		1			
		家族社会学	2		2			
保健福祉行政論	4		1					

授 業 科 目 の 概 要	授業科目の名称		配当年次	単位数			課程(コース) 精神保健福祉士	備考
	保健福祉学部 社会福祉学科(編入学)			必修	選択	自由		
	基礎領域	政策・制度						
専 門 創 造 教 育 科 目	基礎領域	現代社会と福祉	1	2			必修53単位 選択29単位以上  「権利擁護と成年後見制度」、「更生保護制度」、「就労支援サービス」のいずれか一科目は必ず修得しなければならない。  ●は課程選択者が必ず履修しなければならない科目を示す。	
		福祉の哲学	4	1				
		社会福祉の歴史と現代社会	2	2				
		国際福祉論	3		2			
		地域型社会福祉の理解	1	1				
	政策・制度	介護福祉論	1	2				
		社会福祉の法と制度	1		2			
		福祉行財政と福祉計画	2	2				
	方法・技術領域	社会福祉系	社会保障論	2	4			
			ソーシャルワークⅠ	2	2			
			ソーシャルワークⅡ	2	2			
			ソーシャルワークⅢ	3	2			
			ソーシャルワークⅣ	4	2			
		社会福祉調査論	3		2			
		社会福祉組織運営論	3	2				
		ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	2				
		ソーシャルワーク演習Ⅱ	3	2				
		介護福祉系	介護技術方法論	1		2		
	介護技術演習Ⅰ		1		2			
	介護技術演習Ⅱ		2		2			
	介護技術演習Ⅲ		3		1			
	介護技術演習Ⅳ		3		3			
	精神保健系	形態別介護技術演習Ⅰ	2		2			
		形態別介護技術演習Ⅱ	2		2			
		認知症ケア論	2		4			
		精神保健福祉援助技術総論	3		2	●		
		精神保健福祉援助技術各論	3		4	●		
	分野各論領域	精神保健福祉援助演習	3		2	●		
		精神保健福祉援助技術演習	4		1	●		
		高齢者福祉論	2	2				
障害者福祉論		2	2					
児童福祉論		2	2					
精神障害者の生活支援システム		2		2	●			
精神保健福祉に関する制度とサービス		3		2	●			
公的扶助論		3	2					
医療福祉論		2	2					
家族福祉論		3		2				
地域福祉論		3	2					
権利擁護と成年後見制度		3		2	●			
フェミニズムと社会福祉		3		2				
更生保護制度		3		1				
就労支援サービス		3		1				
福祉住・環境計画論	3		2					

(次頁に続く)

(前頁から続く)

授	授業科目の名称		配当年次	単位数			課程(コース)	備 考
	保健福祉学部 社会福祉学科(編入学)			必修	選択	自由	精神保健福祉士	
業 専 門 科 目 の 概 要	実 習 領 域	社会福祉系	ソーシャルワーク実習	3	4			※は精神保健福祉士課程 選択者に限る。
			社会福祉調査実習	3		2		
			ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	1			
			ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	3	2			
		介護過程系	介護過程Ⅰ	3		2		
			介護過程Ⅱ	3		2		
		精神保健福祉系	精神保健福祉援助実習 ※	4		4	●	
			精神保健福祉援助実習指導Ⅰ ※	3		2	●	
			精神保健福祉援助実習指導Ⅱ ※	4		1	●	
		専門実習	社会福祉専門実習	4		2		
	創 造 の 教 育 目 的	心理学系	臨床心理学	2		2		
			臨床家族心理学	3		2		
			老年心理学	2		2		
			障害者の心理	2		2		
		社会学系	地域社会学	3		2		
		法学系	民法	2		2		
			行政法	3		2		
			労働法	3		2		
		保健医療系	解剖学	1		2		
			人体の構造と機能及び疾病	2		2		
	精神医学Ⅰ		3		2	●		
	精神医学Ⅱ		3		2	●		
	精神保健学Ⅰ		3		2	●		
	精神保健学Ⅱ		3		2	●		
	精神科リハビリテーション学		3		4	●		
	リハビリテーション概論	1		2				
	その他の	レクリエーション活動援助法	3		1			
家政学概論		1		2				
家政学実習		1		2				
専門演習	社会福祉基礎演習Ⅰ	1		2				
	社会福祉基礎演習Ⅱ	2	2					
	社会福祉専門演習Ⅰ	3	2					
	社会福祉専門演習Ⅱ	4	2					
卒業研究	卒業研究	4	2					

(先修条件等)

- 1 配当年次が複数表示されている授業科目は、時間割の関係で必ずしもすべての年次で履修できるわけではない。
- 2 ソーシャルワーク実習指導Ⅱ及びソーシャルワーク実習を履修するためには、ソーシャルワーク実習指導Ⅰを修得済みであること。
- 3 ソーシャルワーク実習指導Ⅱ及びソーシャルワーク実習は、同時期に修得しなければならない。
- 4 社会福祉専門実習を履修するためには、ソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導Ⅱを修得済みであること。
- 5 卒業年次生であっても、当該年度をもって卒業するための単位取得が見込めない場合は、卒業研究の履修登録は認めない。

(先修条件等(精神保健福祉士課程(コース)のみ))

- 1 精神保健福祉援助実習及び精神保健福祉援助実習指導Ⅱを履修するためには、精神保健福祉援助演習及び精神保健福祉援助実習指導Ⅰを修得済みであること。
- 2 精神保健福祉援助実習及び精神保健福祉援助実習指導Ⅱは、同時期に修得しなければならない。

	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考			
			必修	選択	自由				
	保健福祉学部 リハビリテーション学科 理学療法専攻								
象徴科目	ヒューマンサービス論Ⅰ	1	1			必修2単位			
	ヒューマンサービス論Ⅱ	4	1						
人間	自己形成・人間理解群	倫理と人間	1		2	必修6単位 選択18単位以上			
		宗教と人間	1		2				
		哲学	1		2				
		教育原論	1		2				
		心理学	1		2				
		発達心理学	1		1				
		人間関係とコミュニケーションⅠ	1	1					
		人間関係とコミュニケーションⅡ	1		1				
		健康スポーツ	1		1				
		バリアフリースポーツ	1		1				
		創作・造形活動	1		1				
		総合	社会理解群	日本国憲法	1			2	
				社会学	1			2	
現代社会と危機管理	1				1				
ボランティア・市民活動論	1				1				
人権・ジェンダー	1			2					
歴史と人間	1				2				
生活と経済	1				2				
神奈川の生活と文化	1				2				
文化人類学	1				2				
法と人間	1				2				
教目	自然理解群	科学と人間	1		2				
		環境学	1		2				
		物理学	1		2				
		化学概論	1		2				
		基礎有機化学	1		2				
		基礎有機化学実験	1		1				
		生物学概論	1		2				
		細胞生物学	1		2				
育目	国際理解群	生物学基礎実験	1		1	選択4単位以上			
		多文化理解	1		2				
		国際社会と日本	1		2				
		英語(英会話Ⅰ)	1		1				
		英語(講読)	1		1				
		英語(保健医療福祉のための英語Ⅰ)	1		1				
		英語(保健医療福祉のための英語Ⅱ)	1		1				
		英語(総合英語)	2		1				
		英語(英会話Ⅱ)	2		1				
		韓国語(基礎)	1		1				
		韓国語(応用)	1		1				
		スペイン語(基礎)	1		1				
		スペイン語(応用)	1		1				
中国語(基礎)	1		1						
中国語(応用)	1		1						
概	情報理解群	統計学	1	2					
		情報の活用と倫理	1		1				
		情報処理学Ⅰ	1		1				
		情報処理学Ⅱ	1		1				
		文献検索とクリティーク	1	1					
実践教育科目	基礎・展開科目	健康論	1	2		必修10単位 選択4単位以上			
		保健医療福祉論Ⅰ	1	2					
		公衆衛生学	1	2					
		保健医療福祉論Ⅱ	2	2					
		地域保健医療福祉連携論	3	1					
		ヒューマンサービス総合演習	4	1					
	関連科目	疫学・社会調査	2		2				
		カウンセリング論	2		1				
		薬の基礎科学	1		1				
		感染の予防と管理	1		1				
		救命・救急学概論	2		1				
		口腔健康論	1		1				
		医用機器概論	2		1				
		家族社会学	2		2				
保健福祉行政論	4		1						

	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考			
			必修	選択	自由				
授 業 目 的	保健福祉学部 リハビリテーション学科 理学療法専攻								
	専 門 創 造 教 育 概 要	人体の構造と機能	解剖学Ⅰ	1	1				
			解剖学Ⅱ	1	1				
			解剖学実習Ⅰ	2	1				
			解剖学実習Ⅱ	2	1				
			生理学Ⅰ	1	1				
			生理学Ⅱ	1	1				
			生理学実習	2	1				
			運動学Ⅰ	1	1				
			運動学Ⅱ	1	1				
運動学演習			2	1					
専 門 創 造 教 育 概 要	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	人間発達学	1	1					
		動作解析学	3	1					
		臨床心理学	2	1					
		病理学概論	1	1					
		一般臨床医学	1	1					
		精神医学Ⅰ	2	1					
		内科学Ⅰ	2	1					
		内科学Ⅱ	2	1					
		整形外科Ⅰ	2	1					
		整形外科Ⅱ	3	1					
専 門 創 造 教 育 概 要	創 造	神経内科学	2	1					
		小児科学	2	1					
		脳神経外科学	2	1					
		リハビリテーション医学	2	1					
		保健医療福祉とリハビリテーションの理念	1	1					
		専 門 創 造 教 育 概 要	基 礎	理学療法学概論	1	1			
				理学療法学概論演習	1	1			
				理学療法管理学	3	1			
				臨床運動学	2	1			
				理学療法学研究法	3	1			
理学療法学研究法演習	3			2					
専 門 創 造 教 育 概 要	評 価			機能障害診断学総論	1	1			
				中枢神経系機能障害診断学	2	1			
				筋・骨格系機能障害診断学	2	1			
				機能診断学演習	2	1			
		電気生理診断特論	3	1					
		専 門 創 造 教 育 概 要	教 育	基礎運動療法学	1	1		選択5単位以上	
				筋・骨格系運動療法学	2	1			
				成人中枢神経系運動療法学	3	1			
				小児中枢神経系運動療法学	3	1			
				内部疾患系運動療法学	3	1			
中枢神経系運動療法学演習	3			1					
筋・骨格系運動療法学演習	3			1					
物理療法学	3			1					
物理療法学演習	3			1					
スポーツ理学療法学特論	3			1					
専 門 創 造 教 育 概 要	治 療	日常生活活動学	2	1					
		日常生活活動学演習	2	1					
		義肢装具学	2	1					
		義肢装具学演習	3	1					
		精神疾患系理学療法学特論	3	1					
		徒手療法特論	3	1					
		神経筋促通特論	3	1					
		終末医療特論	3	1					
		産業リハビリテーション特論	3	1					
		音楽療法	3	1					
専 門 創 造 教 育 概 要	理 学 療 法 学	園芸療法	3	1					
		ハンドセラピー	3	1					
		感覚運動アプローチ論	3	1					
		理学療法過程論	3	1					
		理学療法対象者行動論	3	1					
		理学療法事例検討論	4	1					
		高次脳障害論	3	1					
		特定疾患理学療法特論	3	1					
		専 門 創 造 教 育 概 要	地 域 理 学 療 法 学	地域理学療法学	3	1			
				地域理学療法学演習	3	1			
生活環境学	2			1					
リハビリテーション工学(福祉機器を含む)	3			1					
専 門 創 造 教 育 概 要	臨 床 実 習			評価学実習	3	4			
				総合臨床実習Ⅰ	4	7			
				総合臨床実習Ⅱ	4	7			
				専 門 創 造 教 育 概 要	卒 業 研 究	卒業研究	4	2	

(先修条件等)

1 配当年次が複数表示されている授業科目は、時間割の関係で必ずしもすべての年次で履修できるわけではない。

2 総合臨床実習Ⅰ、総合臨床実習Ⅱを履修するには、専門創造教育科目の3年次までに配当されたすべての必修の授業科目を修得済みであること。

3 評価学実習を履修するには専門創造教育科目の3年次までに配当されたすべての必修の授業科目を修得済みもしくは履修登録済みであること。

4 卒業年次生であっても、当該年度をもって卒業するための単位修得が見込めない場合は、卒業研究の履修登録は認めない。

	授業科目の名称	配当年次	単位数			備 考	
			必修	選択	自由		
	保健福祉学部 リハビリテーション学科 作業療法学専攻						
象徴科目	ヒューマンサービス論Ⅰ	1	1			必修2単位	
	ヒューマンサービス論Ⅱ	4	1				
人間理解群	倫理と人間	1		2		必修6単位 選択18単位以上	
	宗教と人間	1		2			
自己形成・人間理解群	哲学	1		2			
人間理解群	教育原論	1		2			
人間理解群	心理学	1		2			
人間理解群	発達心理学	1		1			
人間理解群	人間関係とコミュニケーションⅠ	1	1				
人間理解群	人間関係とコミュニケーションⅡ	1		1			
人間理解群	健康スポーツ	1		1			
人間理解群	バリアフリースポーツ	1		1			
人間理解群	創作・造形活動	1		1			
社会理解群	日本国憲法	1		2		選択4単位以上	
	社会学	1		2			
	現代社会と危機管理	1		1			
	ボランティア・市民活動論	1		1			
	人権・ジェンダー	1	2				
	歴史と人間	1		2			
	生活と経済	1		2			
	神奈川の生活と文化	1		2			
	文化人類学	1		2			
法と人間	1		2				
自然理解群	科学と人間	1		2			
	環境学	1		2			
	物理学	1		2			
	化学概論	1		2			
	基礎有機化学	1		2			
	基礎有機化学実験	1		1			
	生物学概論	1		2			
	細胞生物学	1		2			
生物学基礎実験	1		1				
国際理解群	多文化理解	1		2			
	国際社会と日本	1		2			
	英語(英会話Ⅰ)	1		1			
	英語(講読)	1		1			
	英語(保健医療福祉のための英語Ⅰ)	1		1			
	英語(保健医療福祉のための英語Ⅱ)	1		1			
	英語(総合英語)	2		1			
	英語(英会話Ⅱ)	2		1			
	韓国語(基礎)	1		1			
	韓国語(応用)	1		1			
	スペイン語(基礎)	1		1			
	スペイン語(応用)	1		1			
	中国語(基礎)	1		1			
中国語(応用)	1		1				
情報理解群	統計学	1	2				
	情報の活用と倫理	1		1			
	情報処理学Ⅰ	1		1			
	情報処理学Ⅱ	1		1			
	文献検索とクリティーク	1	1				
基礎・展開科目	健康論	1	2			必修10単位 選択4単位以上	
	保健医療福祉論Ⅰ	1	2				
	公衆衛生学	1	2				
	保健医療福祉論Ⅱ	2	2				
	地域保健医療福祉連携論	3	1				
	ヒューマンサービス総合演習	4	1				
	関連科目	疫学・社会調査	2		2		
		カウンセリング論	2		1		
		薬の基礎科学	1		1		
		感染の予防と管理	1		1		
		救命・救急学概論	2		1		
		口腔健康論	1		1		
		医用機器概論	2		1		
		家族社会学	2		2		
保健福祉行政論		4		1			

	授業科目の名称	配当年次	単位数			備 考	
			必修	選択	自由		
	保健福祉学部 リハビリテーション学科 作業療法学専攻						
授	専	人体の構造と機能	解剖学Ⅰ	1	1		
			解剖学Ⅱ	1	1		
			解剖学実習Ⅰ	2	1		
			解剖学実習Ⅱ	2	1		
			生理学Ⅰ	1	1		
			生理学Ⅱ	1	1		
			生理学実習	2	1		
			運動学Ⅰ	1	1		
			作業運動学	2	1		
			運動学演習	2	2		
		人間発達学	1	1			
業	門	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	臨床心理学	2	1		
			病理学概論	1	1		
			一般臨床医学	1	1		
			精神医学Ⅰ	2	1		
			精神医学Ⅱ	2	1		
			内科学Ⅰ	2	1		
			内科学Ⅱ	2	1		
			整形外科Ⅰ	2	1		
			整形外科Ⅱ	3	1		
			神経内科学	2	1		
			小児科学	2	1		
			脳神経外科学	2	1		
					リハビリテーション医学	2	1
科	創	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	1	1		
			作業療法概論	1	1		選択5単位以上
目	造	作業療法基礎	作業療法管理運営	4	1		
			作業療法理論	4	1	1	
			基礎作業学実習	1	1		
			臨床作業療法学実習	3	2		
			作業療法研究法	3	1		
			評価学概論	1	1		
の	教	作業療法評価学	評価学演習	2	1	1	
			精神機能評価学	2	1		
			身体機能評価学Ⅰ	2	1		
			身体機能評価学Ⅱ	2	1		
			発達系評価学	2	1		
			精神障害作業療法学	2	1		
			精神障害作業療法学演習	3	1		
			身体障害作業療法学Ⅰ	2	1		
			身体障害作業療法学Ⅱ	3	1		
			身体作業療法学演習	3	1		
概	育	作業治療学	高次神経障害作業療法学	3	1		
			発達障害作業療法学	2	1		
			発達障害作業療法学演習	3	1		
			老年期作業療法学	2	1		
			老年期作業療法学演習	3	1		
			日常生活援助論	2	1		
			日常生活援助論演習	2	1		
			義肢装具学	3	1		
			作業適応学	1	1		
			遊び・余暇活動治療学	3	1		
			徒手療法特論	3	1	1	
			神経筋促通特論	3	1	1	
			終末医療特論	3	1	1	
			産業リハビリテーション特論	3	1	1	
			音楽療法	3	1	1	
			園芸療法	3	1	1	
			ハンドセラピー	3	1	1	
感覚運動アプローチ論	3	1	1				
要	目	地域作業治療学	リハビリテーション工学(福祉機器を含む)	3	1		
			就業援助論	3	1		
			介護技術方法論	1	1		
			地域作業療法学	3	1		
			地域作業療法学演習	3	1		
科	臨	床	臨床見学	1	1		
			評価学実習Ⅰ	2	2		
			評価学実習Ⅱ	3	4		
			総合臨床実習Ⅰ	3	8		
			総合臨床実習Ⅱ	4	8		
卒業研究	卒業研究	4	2				

(先修条件等)

- 1 配当年次が複数表示されている授業科目は、時間割の関係で必ずしもすべての年次で履修できるわけではない。
- 2 評価学実習Ⅱを履修するには、専門創造教育科目の3年次前期までに配当されたすべての必修の授業科目を修得済みもしくは修得見込であること。
- 3 総合臨床実習Ⅱを履修するには、専門創造教育科目の3年次までに配当されたすべての必修の授業科目を修得済みもしくは修得見込であること。
- 4 卒業年次生であっても、当該年度をもって卒業するための単位取得が見込めない場合は、卒業研究の履修登録は認めない。

別表第2(第43条関係)

1 看護学科の卒業に必要な単位数 ( )内は編入学

区 分	卒業要件単位数		
	必修	選択	計
象徴科目	2 ( 2)		2 ( 2)
人間総合教育科目	6 ( 6)	18 ( 18)	24 ( 24)
連携実践教育科目	13 ( 13)	1 ( 1)	14 ( 14)
専門創造教育科目	83 ( 83)	1 ( 1)	84 ( 84)
卒業研究	2 ( 2)		2 ( 2)
合計	106 (106)	20 ( 20)	126 (126)

2 栄養学科の卒業に必要な単位数 ( )内は編入学

区 分	卒業要件単位数		
	必修	選択	計
象徴科目	2 ( 2)		2 ( 2)
人間総合教育科目	10 ( 0)	14 ( 24)	24 ( 24)
連携実践教育科目	13 ( 8)	2 ( 7)	15 ( 15)
専門創造教育科目	83 ( 83)	4 ( 4)	87 ( 87)
卒業研究	2 ( 2)		2 ( 2)
合計	110 ( 95)	20 ( 35)	130 (130)

3 社会福祉学科の卒業に必要な単位数 ( )内は編入学

区 分	卒業要件単位数		
	必修	選択	計
象徴科目	2 ( 2)		2 ( 2)
人間総合教育科目	6 ( 1)	18 ( 23)	24 ( 24)
連携実践教育科目	12 ( 10)	4 ( 6)	16 ( 16)
専門創造教育科目	55 ( 53)	27 ( 29)	82 ( 82)
卒業研究	2 ( 2)		2 ( 2)
合計	77 ( 68)	49 ( 58)	126 (126)

4 リハビリテーション学科 理学療法学専攻の卒業に必要な単位数

区 分	卒業要件単位数		
	必修	選択	計
象徴科目	2		2
人間総合教育科目	6	18	24
連携実践教育科目	10	4	14
専門創造教育科目	79	5	84
卒業研究	2		2
合計	99	27	126

5 リハビリテーション学科 作業療法学専攻の卒業に必要な単位数

区 分	卒業要件単位数		
	必修	選択	計
象徴科目	2		2
人間総合教育科目	6	18	24
連携実践教育科目	10	4	14
専門創造教育科目	79	5	84
卒業研究	2		2
合計	99	27	126

## 保健福祉大学大学院研究科委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学大学院学則第5条第4項の規定に基づき、保健福祉大学大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 研究科委員会は、保健福祉学研究科の教育を担当する専任の教授、准教授、講師、学長が必要と認める者をもって組織する。

2 前項にかかわらず、保健福祉学研究科の人事等に関する事項については、保健福祉学研究科の教育を担当する専任の教授をもって組織する研究科委員会において審議する。

### (会議)

第3条 研究科委員会は、研究科長がこれを招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、研究科長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

3 定例研究科委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし研究科長が必要と認めるときは、臨時に研究科委員会を開催することができる。

4 研究科長は、構成員の3分の1以上から要求があったときは、研究科委員会を招集しなければならない。

### (成立及び議事)

第4条 研究科委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状をもって、出席と見なすことができる。

2 研究科委員会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、研究科委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

### (小委員会等への諮問)

第5条 研究科長は、審議事項のうち、必要があるときは、研究科委員会に諮り、常設若しくは臨時の小委員会又は学部長を通じて常設若しくは臨時の学内委員会に諮問することができる。

2 前項の諮問を受けた小委員会の委員長は、その審議の結果を研究科委員会に報告しなければならない。

3 研究科長は、第1項の規定により学内委員会に諮問した場合は、学部長に対し審議の結果を求め、研究科委員会に報告しなければならない。

### (構成員以外の者の出席)

第6条 研究科長は、必要に応じ構成員以外の者の会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

2 事務局長は、研究科委員会に陪席するものとする。

### (議事録)

第7条 研究科委員会は、議事について議事録を作成する。

2 議事録は、事務局長が保管し、構成員の要求があったときは、閲覧に供する。

### (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て学長が定める。

### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成20年4月1日一部改正施行する。